

愛知県瀬戸市域における条里の再検討

—尾張国山田郡東部の山間小規模条里—

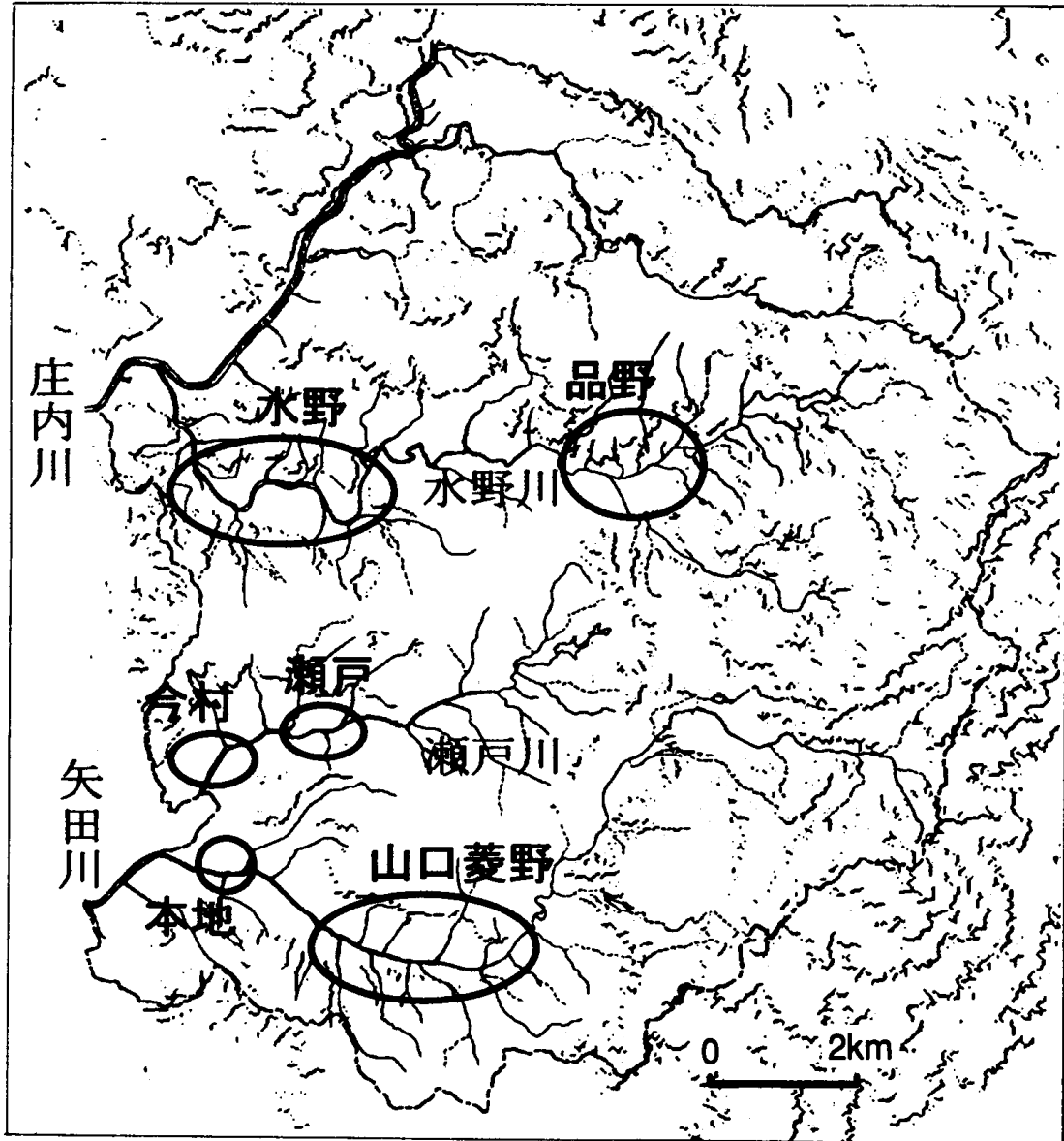
米家泰作

一 はじめに

小稿は、愛知県瀬戸市史（通史編）編纂¹のために検討を進めている当市域の条里制ないし条里プランに関して、いくつかの知見を中間報告としてまとめたものである。小稿には、おおよそ次の二つの目的がある。

一つは、古代・中世史料に必ずしも恵まれていない瀬戸市域において、歴史地理学的な視点から地割や地名に着目し、景観に刻まれた歴史を掘りおこすことである。筆者の目論見としては、条里のほかにも山野河海の開発や中世城館、また環境史的な諸問題が射程に入っているが、今回は条里に限定して中間報告を行う。条里は筆者がこれまで専門としてきたテーマではないだけに、小稿の内容について各方面より御批判を得て、それを市史執筆に活かすことができれば幸いである。

二つ目に、瀬戸市域の条里地割は一九五九年に水野時二によって図示され、以来、瀬戸周辺の古代史をいろどる数少ない話題の一つとして触れられてきた。しかしながら指摘された地割はその後の耕地整理によって消滅し、現在の景観としては残っていない。加えて水野時二の指摘は、近年の条里地割研究で主流となりつつある大縮尺地図をベースとした地割の検証過程を示すものでなく、「復元」としての結論のみを地形図上に図示したものである。そ



第1図 瀬戸市域の概要

楕円は、小稿が条里を検討する6つの地区を示す。背景のレリーフは100mごとの等高線である(国土地理院(1997)『数値地図50mメッシュ(標高)』による)。

ここで今回の市史編纂にあたって、改めて地割を詳細に検証する必要が生じた。また今回の調査の過程で、従来条里地割が指摘されてない地区に「一の坪」といった数詞の坪名が、わずかながら地名として残っていることに気づいた。これらの地名の周辺を検討することも課題となる。

第三に、これまで瀬戸市域の条里は、施工時期の手がかりがないままに、古代郷（山口郷）の存在から漠然と奈良時代もしくは「律令時代」のものとして想定されてきたようであるが、瀬戸市域の条里地割のすべてを無条件に八世紀に関連づける前に、それ以外の可能性についても言及する必要がある。というのも瀬戸市は美濃三河高原の西麓に位置し（第1図）、庄内川の二支流、矢田川・水野川の上流部の小規模な山間平野もしくは山間盆地に条里地割があるとされてきた。これは濃尾平野にひろがる条里とは全く連続していない、孤立した山間の条里であるといえる。近年、古代〜中世の長いタイムスパンのなかで条里地割の変遷をとらえる視点が強まり、このような孤立した「山間の条里」に関しても幾つかの見解が出されていることを、小稿では念頭に置きたい。

右のような観点から、小稿ではまず瀬戸市域ならびに尾張国の条里制に関わる従来の諸説を概観し、その到達点と問題点を確認しつつ、条里地割の変遷史と「山間の条里」に関わる近年の研究に触れる（第二章）。続いて瀬戸市域の具体的な地割や地名の検討を行う（第三章・第四章）。そして最後に、若干の整理を行って中間報告としたい（第五章）。

二 諸説の概要と問題点

瀬戸市域は十六世紀中頃に廃止された尾張国山田郡の最も東部を占めており、平城京出土木簡および『和名抄』にみえる山田郡「山口郷」が、条里地割の存在が指摘されている旧山口村の位置に当たるものと考えられている。

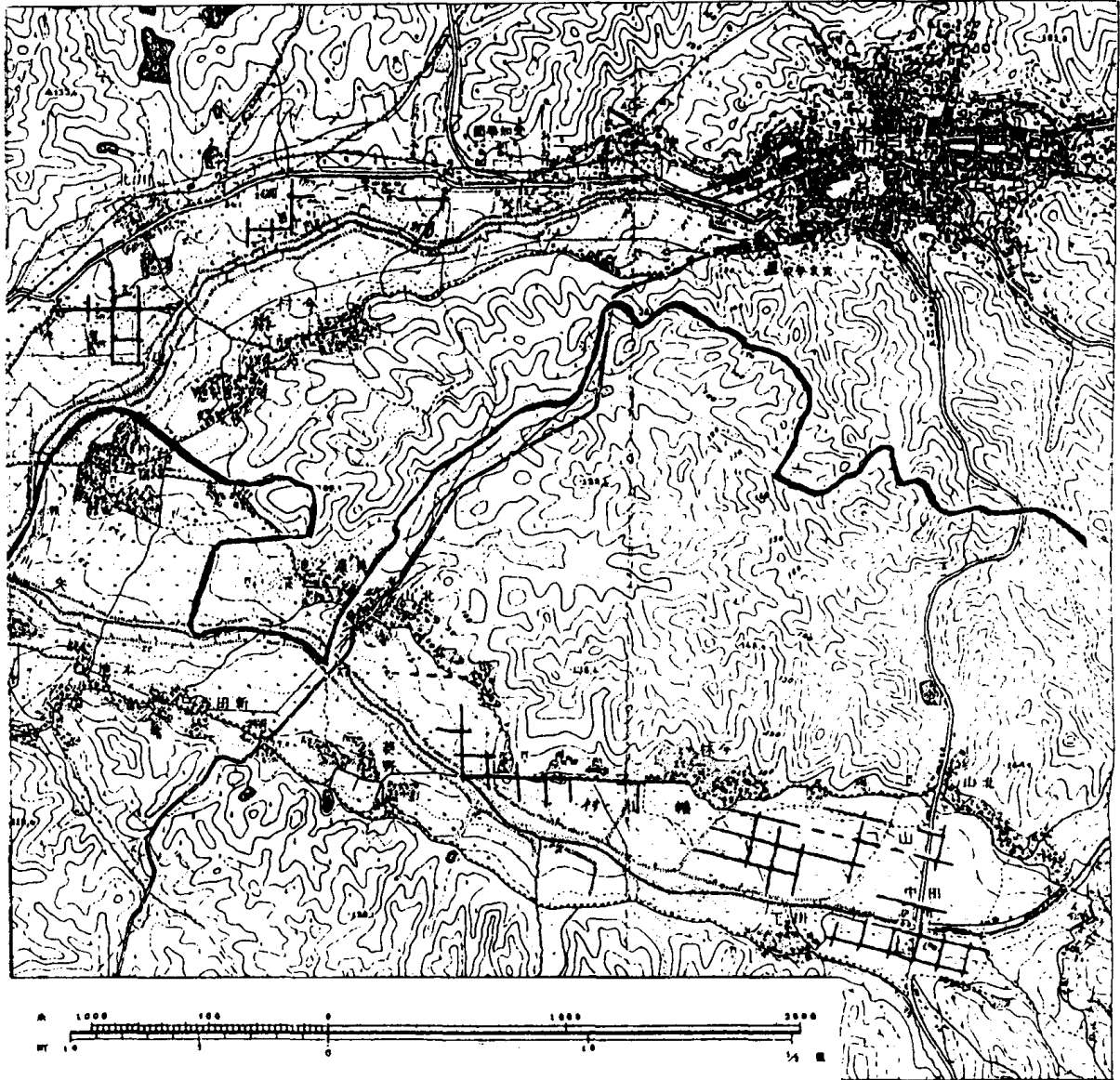
山田郡のうちには、天平勝宝四年（七五二）に勅施入され、延喜九年（九〇九）に立券された東大寺領山田荘が成立したが、瀬戸市域との関わりは未解明である。少なくとも十五・十六世紀の瀬戸市域の地名を含む史料に「山田郡」を示すものはあるが、「山田荘（庄）」を示すものは知られていない^②。この山田荘関連を除き、残念ながら古代の動向に関わる史料には乏しい。

鎌倉期に入り、十三世紀に山田氏が旧菱野村に該当すると思われる「上菱野村」・「下菱野村」の地頭に任じられている。また十三・十四世紀にかけて熱田社領が存在したとされるのが、旧上水野村・中水野村・下水野村に比定される「水野上御厨」、および旧上品野村・中品野村・下品野村に比定される「科野郷」である。旧上水野村・中水野村・下水野村には条里地割の存在が指摘されている。また上品野村には後述するように「一野坪」の地名が残されている。なお「科野郷」には十五世紀には長講堂領が存在したことが窺われる。一方、十四世紀末・十五世紀にかけての醍醐寺文書に若干の瀬戸市域関係の地名がみられ、旧今村、および地名「一の坪」が残る旧瀬戸村、および旧赤津村に醍醐寺三宝院門跡領が存在したと考えられている。このうち赤津は「飽津保」と記載され、もとは国衙領であった。

右のように、古代の状況を窺うにたる史料は残念ながらほとんど期待できない。しかし消去法的に推測すれば、鎌倉期までの瀬戸市域の多くが国衙領であった可能性は小さくないと考えられ、尾張国による条里地割ないし条里プランの展開が瀬戸市域にも及んでいた可能性が推測されるところである。以上の整理を踏まえて、瀬戸市域の条里を指摘あるいは「復元」した諸説を次に概観していきたい。

1 弥永・水野説

瀬戸市域の条里地割が初めて図示されたのは、一九五九年の水野時二「尾張の歴史地理」である^③。第2図は同書第25図の一部であり、庄内川の支流・矢田川上流域のうち、矢田川本流（山口川・赤津川ともいう）兩岸、および



第2図 弥永・水野説
 水野時二「尾張の歴史地理」より引用。

矢田川支流の瀬戸川北岸に条里地割が示されている。前者は近世までの山口村・菱野村、現在の瀬戸市山口町・大坪町・矢形町・田中町・柳ヶ坪町・池田町・石田町・今林町・東米泉町・西米泉町・東菱野町に当たり、後者は今村、現在の瀬戸市北脇町・田端町に当たる。小稿では近世村の名前を用いて、前者を「山口菱野地区」、後者を「今村地区」と呼んでおくこととしたい（「山口菱野地区」は瀬戸市の行政区分においては幡山地区と呼ばれているが、後述の「本地地区」と区別する必要から、ここではこの名称を用いる）。両者ともに地割が何カ所かの断片に分かれ、「山口菱野地区」では地割の方位が異なる二箇所から成り立っている。この「山口菱野地区」のうち東の部分は、大きく見積もって南北五町・東西九町の広がりをもつものと「復元」されているが、それでも六町×六町の一里の広がりには達していない小規模な山間の条里であったことになる。

これらの瀬戸市域の条里に関して、水野時二は「尾張の歴史地理」のなかでは多くの説明を与えていない。それは一つには、「尾張の歴史地理」およびこれに続く同氏の「条里制の歴史地理学的研究⁽⁴⁾」に表れているように、氏の主要な関心が尾張一国における郡単位の統一的な条と里の復原にあり、瀬戸市域の条里のように孤立した小規模な条里にほとんど頁が割かれていないためである。また、古代中世を通じて、瀬戸市域の条里の坪付を示す史料が全く知られていないためでもある。さらに氏は、瀬戸市域を含む矢田川流域の条里については、弥永貞三の調査に依拠していることを明言しており、この「尾張の歴史地理」の時点での瀬戸市域の条里に関する見解は、もともとは水野氏単独の見解ではなかったとみられる⁽⁵⁾。

さて水野時二は、一九七一年の「条里制の歴史地理学的研究」において「尾張の歴史地理」の内容をさらに発展させ、現瀬戸市域に関わる山田郡の条里について言及している⁽⁶⁾。それは安食荘の位置比定に基づいて春部郡の条を比定し、その南部に山田郡の条として東西に帯状にのびる二つの条を想定するものであったが、「弥永貞三氏の復原になる矢田川中流部右岸の遺構は異方位で、広域条里とは連続しない」という。ここでいう「矢田川中流部右岸」に瀬戸市域の条里が含まれているのかどうかは明らかでないが、先に触れた「今村地区」の条里が水野の復原した

「広域条里」と連続していないことは明白である。

以上が、瀬戸市域の条里に関する最初の説の概要である。そのもともとの「復元案」は弥永貞二に帰するもののようにでありながら、水野氏の著書においては弥永説の初出文献に触れることなく、また今のところ筆者は弥永自身の説明を見いだしていないことから、復元案は水野氏によって初めて活字になったものとみられる。そこで小稿では、水野時二「尾張の歴史地理」が示した瀬戸市域の条里復元案を〈弥永・水野説〉と呼ぶことにしたい。

なお〈弥永・水野説〉では条里地割の施工時期については特に議論がなく、「庄内川流域に、律令時代から班田制が行われた」と述べるに止まり、条里制を班田收受制と一体のものともみるかつて支配的であった考えに従っている。水野時二「条里制の歴史地理学的研究」もまた、条里の導入は「大化改新」以前か以後かという古典的学説のレビューを行っているものの、それぞれの地域における条里の具体的な導入年代については踏み込んでいない。

2 〈弥永・水野説〉以後の諸説

〈弥永・水野説〉の後、条里遺構とされた景観は耕地整理によつて消滅していくことになるが、〈弥永・水野説〉を部分的にも継承する諸説が散見されるようになる。一九八一年の平凡社の歴史地名辞典「愛知県の地名」は「山口地区と水野地区で条里制の遺構が確認されている」としており、〈弥永・水野説〉における〈山口菱野地区〉の条里を述べたものと思われる。ただし〈今村地区〉については言及がなく、そして〈弥永・水野説〉には含まれていない〈水野地区〉に条里が確認されたとしている。この〈水野地区〉の条里地割がどのように「確認」されたのかは必ずしも明らかではないが、一九七二年の「水野のあゆみ」、一九七九年の「瀬戸」が、耕地整理以前の〈水野地区〉に条里が存在したと述べている⁹。この頃までに、〈弥永・水野説〉では言及されていなかった〈水野地区〉の条里、ならびに幾つかの小地名が条里の名残として位置づけられるようになったとみられる¹⁰。また、一九九一年の「角川日本地名大辞典 二三 愛知県」も「条里制をしのぶ地名として大坪・六反田・柳ヶ坪などが残存してい

る」と述べる^⑩。大坪・六反田・柳ヶ坪はいずれも〈山口菱野地区〉の字名である。ただし「角川日本地名大辞典」には〈今村地区〉・〈水野地区〉についての言及は特にない。

一方、瀬戸市の中学校社会科の副読本「瀬戸」に次の記述がある。「一九五八年（昭和三三）古い地図をもとに、古いあぜ道の残りや溝の跡をたどり条里のあとをさぐる調査が行われた。一九八六年（昭和六一）三月再度古い地図をもとに条里の姿を測り、復元することができた。条里の遺構は、「条」・「里」・「坪」等の地名を残すことが多く、このような名ごりをとどめる地名として、幡山地区では、大坪・柳ヶ坪がある^⑪」。一九五八年の調査というのはおそらく弥永貞三の調査を指すと思われる、一九八六年の調査とは水野時二による地籍図を用いた検討であるという。その検討結果は残念ながら詳細には公表されていないようであるが、副読本「瀬戸」には実質的に水野氏が作成したと推測される「復元図」が紹介されている（第3図）。

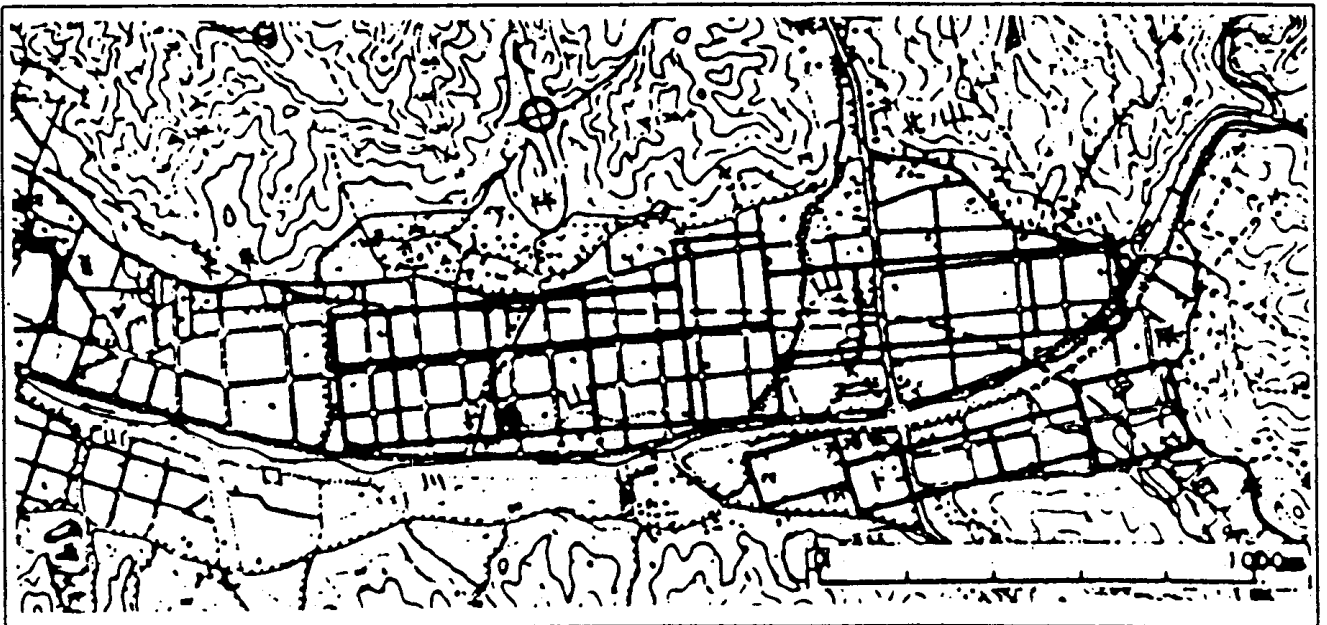
その内容は「尾張の歴史地理」における〈弥永・水野説〉（第2図）とは若干異なっている。まず〈山口菱野地区〉には、七町×二二町のひろがりをもつ条里が想定され、これとは異方位の地割をその下流部に想定する案は姿を消している。そして矢田川・瀬戸川の合流地点付近に新たに三町×三町程度の地割が想定されている。この後者の地割を、ここでも近世村の名称をとって〈本地地区〉と呼んでおくことにしたい。一方、〈弥永・水野説〉における〈今村地区〉に関しては、特に図示するところはない。この第3図の「復元」案を小稿では〈副読本説〉と呼ぶことにする。〈副読本説〉は〈弥永・水野説〉を部分的に継承しつつも、かなりの変更を加えたものとみなすことができる。

さて、その他の「復元」案として、一九九二年の「幡山村誌^⑫」の記述に触れておく。「幡山村誌」は、一九五八年に（弥永貞三でなく）水野時二の調査が行われた述べ、大坪・柳ヶ坪・六反田が条里地名であるとした上で、「復元図」を掲載している（第4図）。その内容はしかし〈弥永・水野説〉（第2図）とは微妙に異なり、矢田川の北岸・南岸とで異方位の方格が想定されている。またなぜか図上の方格が二町単位で描かれているらしく、「復元」図



第3図 副読本説

瀬戸市小中学校社会科研究会編「瀬戸」(10訂版)より引用。



第4図 幡山村誌説

幡山村誌編纂委員会編「幡山村誌」より引用。

としては不備が大きいと言わざるをえないが、とりあえず〈幡山村誌説〉と呼んでおくことにしたい。

以上にみた〈弥永・水野説〉以降、今日に至るまで瀬戸市域の条里に関わる諸説を整理すれば、条里地割の存在が指摘されたのは、〈山口菱野地区〉・〈今村地区〉・〈水野地区〉・〈本地地区〉の四地区であり、このうち〈水野地区〉を除く三地区には条里の「復元」案が提示されている。ただしその「復元」案は、互いに微妙に一致しない〈弥永・水野説〉・〈副読本説〉・〈幡山村誌説〉の三種があるということになる。

さて、これらの諸説には三点ばかり共通する特徴がある。その第一は、〈水野地区〉を除けば条里の「復元」図が提示されているにもかかわらず、いずれも明治期の地籍図上の地割からどのように条里地割を想定しうるのかという復原作業の過程が明示されないまま、五万分の一ないし二万五千分の一地形図上に整然とした直線の方格を「復元」結果として示していることである。

それゆえこれまでの諸説は、「より正確な条里地割の検出・復原・検討のためには、現地に残る条里地割はもとより、明治期の地籍図の検討も踏まえた上で、二五〇〇分の一なり五〇〇〇分の一程度の図を原図として、直線で引くことをさけ、できうる限りあるがままに作図して提示すべきであろう¹⁴⁾」とする現在の条里研究の水準からみて、満足できるものだとは言いがたい。そこで小稿では、地籍図およびそれに由来する図や航空写真をできうる限り提示しつつ、従来の諸説を再検討していきたい。

第二に、従来の諸説は最初の〈弥永・水野説〉を除き、地割の検討への論究が弱いまま幾つかの小地名を条里の証左として挙げている。これまで挙げられた小地名はいずれも、一ノ坪・二ノ坪といった数詞の坪名や、〇〇条、〇〇里といった条と里を示すものではないために、条里とは無関係の地名である可能性が残っている。とりわけ田の面積が地名となった「〇反田」の場合、条里以外にも耕地の面積が意識される状況が近世に至るまで種々ありうるだけに、条里の「名残」と言い切つてよいのかどうか疑問を感じる。固有名詞としての「〇〇坪」という地名については、条里に由来する可能性が小さいわけではないが、その地名のみから条里の有無が判断できるかどうかは

やはり疑問であり、地割との照合関係についても言及されるべきだろう。

実のところ瀬戸市域には、二箇所のみではあるが、「一ノ坪」(旧瀬戸村、現陶本町・元町付近)と「一野坪」(旧上品野村)という数詞の坪並と思われる小地名が残されている。いずれも、従来の諸説が示した四地区ではない。これらは「明治十五年愛知県町村名調¹⁵⁾」にも掲載されているように、明治期の地籍図・地籍帳(土地台帳)に採用された地名であるが、従来の諸説はなぜかこの小地名に言及していない。それゆえ小稿では、この二地名とその周辺についても検討したい。

さらに第三に、従来の諸説にはもう一つの共通する特徴がある。それは瀬戸市域の条里が孤立した条里であることの意味を重視せず、条里制を班田收受制と一体のものともみなすかつての条里制に対する見解に従うままに、条里地割の施工主体や年代に関する議論に踏み込んでいないことである。その背景としては、古代郷「山口郷」がちようど「山口菱野地区」に当たると考えられるところから、条里地割の成立もまた「山口郷」の存在と関わるものと暗に推測されてきたことが大きいようである。しかし「水野地区」などの他の地区についても同様としてよいのかどうかは、判断が難しいところである。実のところ小稿においても条里の施工主体や年代について明快な結論が出せているわけではない。しかし近年の条里制研究を参照しつつ、瀬戸市域の条里制のように山麓・山間に孤立して位置する条里の性格を考える手がかりを模索するために、本論に入る前にもう一節を割いておきたい。

3 条里地割の変遷と「山間の条里」

幾度か触れた水野時二「条里制の歴史地理学的研究¹⁶⁾」は、郡を単位として統一的に編成された条を前提として尾張一国の条里を説明したもので、その明快な「復元案」はその後の愛知県下の自治体史編纂における条里制の記述に対しても、強い影響力を保ってきた。しかしながらその水野説においても、美濃三河高原の西端部の山間・山麓に位置する瀬戸市域の条里は山田郡の広域条里とは不連続とされ、方位も異なるものとされていた。このように水

野説の立場においては、瀬戸市域の条里は、統一的な条里施工の網から外れた、例外的あるいは周縁的な存在として位置づけられることになるだろう。

この水野説に対して様々な疑問を投げかけたのが、一九八〇・九〇年代の条里制研究をリードした金田章裕による再検討である。氏が一九八〇年に『愛知県開拓史』^⑧において示した尾張国の「条里型地割」の分布は、水野の「復元」図とは対照的に、自然堤防に隔てられた後背湿地帯に断続的に、また方位も微妙にずれながら散在するものであった。しかもそれは、地割線を延長していけば郡単位の統一的な条里地割を想定できるといってもなく、相互に四分の一町あるいは二分の一町も食い違い箇所が少なくない。この齟齬に関して金田は、同一プランの下で単一に施工されなかったためか、同一プランの施工であるとしても工事主体あるいは時期の差によって施工単位が異なったため、との見解を示している。この見方に立てば、瀬戸市域に孤立して存在する条里地割もまた、条里施工に適した小空間ごとに造成された条里の一例として見ることも不可能ではないだろう。

このように金田説は、条里地割の実態が決して水野の「復元」図通りではないことを明確に示しているのであるが、実現し得なかった理念上の郡単位の条里プランが存在しないと述べているわけでもない^⑨。では理念的な条里プランと地割の実態との間の関係をどのように捉えるべきであろうか。ふたたび金田（『古代日本の景観』^⑩）によれば、条里制はその機能の変遷に従って、「律令の条里プラン」・「国図の条里プラン」・「荘園の条里プラン」の三段階に区分されるといふ。

今これらを要約すれば、「律令の条里プラン」とは、地域差があるものの八世紀中頃に土地表示システムとして完成し、そして律令制の下で班田収受のために機能したものであり、条里制の最初の段階である。しかし八世紀後半の段階においては、図籍上で表現された条里プランが地割として必ずしも現地で明確に施工されたものではなく、方位が異なり、あるいは区画がずれた多様な地割までが含まれていながらも、それらが多くは郡を単位とした統一的な条里プランの一部として認識されていた。続く「国図の条里プラン」とは、班田収受が行われなくなった一〇世紀以後、

国衙の田図「国図」および坪の区画が国衙の土地管理システムの基本として用いられ、また国司と荘園領主の土地支配をめぐる攻防の基準として用いられた段階である。金田によれば、この時期に、より典型的な条里地割の形成が進んだ可能性が高いという。一方「荘園の条里プラン」とは、国図の影響力が及ばなくなった領域型（二円型）荘園の範囲内において、新たに編成あるいは再編された荘域内のみで完結する条里プランである。そこでは条里の配列は変則的であり、一町単位の方格地割を伴わない例さえあったが、その一方で既存の条里プランが荘園の土地管理に利用され、いつそう規則的な条里地割が形成されたケースも考えられる。

以上のような条里制の変遷を踏まえた時、条里地割を即座に班田収受制と一体のものともみならず、条里地割を無条件に律令制とのみ結びつける理解でさえ短絡的だということになる。各地域それぞれの歴史的なプロセスや地形条件等をふまえた、条里地割の形成やその維持・延長あるいは消滅のパターンを検討する必要性²⁰があるからである。

そのような視点に立てば、山間部に位置し、瀬戸市域に比較的似た地形をもつ丹波国大山荘において、全く方格地割を持たない「荘園の条里プラン」が短命ながら形成された事実は示唆的である²¹。また、伊藤寿和が提起した「山間の条里」も、瀬戸市域の条里を検討する際に鍵となる可能性を秘めている。伊藤によれば、大和国の山間部（おもに大和高原）には方格状地割を伴わない条里呼称的な小地名が多数残存しており、その要因として、平安期の大和国が山間部の小規模・不整形な農地に対してまで条里呼称法のなかに組み込んだ可能性があるという²²。この場合は、先の金田の概念に従えば「律令の条里プラン」から「国図の条里プラン」への時期において、方格状地割の形成を伴わないままに、条里の土地表示システムが山間部を取り込んでいくという事態が考えられることになる。

しかし残念ながら瀬戸市域においては、本章のはじめに触れたように、条里地割ならびに呼称システムの維持・形成に強く関わったであろう平安・鎌倉期の状況を窺うにたる史料はほとんど期待できない。しかし消去法的に推測すれば鎌倉期までの瀬戸市域の多くが国衙領であった可能性は高いとみてよく、尾張国による条里プランの展開

が、美濃三河高原の西端に位置する瀬戸市域まで及んでいた可能性を想定しておきたい。その時期については、奈良時代から鎌倉期におよぶ長い時間のなかで考える必要がある。また伊藤寿和が総括するように、「山間部における小規模な条里地割に関しては、研究蓄積は必ずしも十分とは言いがたく、今後の研究の進展に待つところが大きい」わけではあるが、「条里地割の施工を伴わない、条里呼称法のみ整備された山間の条里の存在²³⁾」をも念頭に置きつつ、次章から具体的な地割と地名の検討に入っていきたい。

三 先行諸説が示した地割の検証

前章で整理したように、瀬戸市域の条里地割は、〈山口菱野地区〉・〈今村地区〉・〈水野地区〉・〈本地地区〉の四地区において存在するといわれてきた。本章では、これらの地区の地割を、指摘された順番に従って検証していく。

地割と地名を検討するにあたっては、愛知県公文書館で閲覧できる明治十七年（一八八四）のものと考えられる地籍図の原寸大写真²⁴⁾と、国土地理院が提供している昭和二三年（一九四八）のアメリカ軍撮影航空写真を主要な材料とし、あわせて瀬戸市役所幡山支所に保管されていた昭和十三年（一九三八）の「幡山村土地宝典²⁵⁾」を参照した。また山口村地籍図のみは、地元で保管されているものを閲覧する機会を得た。

1 山口菱野地区

第5図は〈山口菱野地区〉東部の、第6図は西部の米軍航空写真である。第5図のうち、中央を右から左に流れる矢田川の北岸（上）および南岸東部（右下）に、真北より約一〇度東の方角に傾いた方格状の地割が卓越していることが見て取れる。ただし一見して、正方形の方格が整然と並ぶ形にはなっていない。一方、第6図では、第5

図に続く東の一部を除き、特定の方位に卓越した地割を見いだすのは難しい。

第7図・第8図は、旧山口村および旧菱野村の地籍図のコピーであり、それぞれ第5図・第6図に相当する。原図がもつ折り目のしわとコピーの繋ぎ目が見苦しいが、愛知県公文書館が提供する写真版によって、地籍図のコピーそのものを容易に提示できる条件にあることを考え、トレース図でなく地籍図のコピーを提示した。これらのコピー上に、字界（破線）と字名、そして条里地割の可能性が考えられる一町（一〇九メートル）ごとの方格状の地割（網掛け部分）を示した。

第7図が示す条里と思しき方格状の地割は、矢田川の北岸と南岸に広がっているが、条里地割が整った形で残存している畿内やその他の諸地域と比較すれば、かなり不完全な残り方である。矢田川の河岸付近に複雑でランダムな地割が目立つばかりでなく、北岸内部においても、直線の地割が途切れている箇所が多い。そのため、四辺とも直線で区切られた完全な正方形は一つも存在していない。また南岸のうち東部（上流側）の方格地割はやや斜交しているように見受けられる。ただし兩岸ともに、方格状の地割が目立つ箇所では方格内部の地割もまた、比較的、方格と同じ方位をとる傾向が強い。

この第7図の範囲においては、従来の諸説はかなり一致した「復元」案を提示しており、そのなかに第7図で拾い上げた地割の多くが認められる。ただし〈幡山村誌説〉（第4図）のみが南岸の地割の方位を異方位と想定している。筆者の判断では、この異方位を支持するだけの地割は認められないように思う。

さて、字界および河川との対応に注意すれば、字「柳ヶ坪」の北境（字「六反田」との境界）と西境が、方格地割と一致する傾向が強い。しかし地籍図上では一町四方の方格にとどまらない範囲に及んでおり、従来ともすれば条里の証左とされがちであった字「柳ヶ坪」であるが、一町四方の方形の坪との対応がみられるわけではない。この点は南岸の字「大坪」も同様である。一方、北岸の字「田中」と「若宮」の境界となっている小流（若宮川）は、一町を単位とする方格地割を構成する要素となっており、基準線として位置づけられた可能性、あるいは河道の位



第5図 山口菱野地区の米軍航空写真（東部）





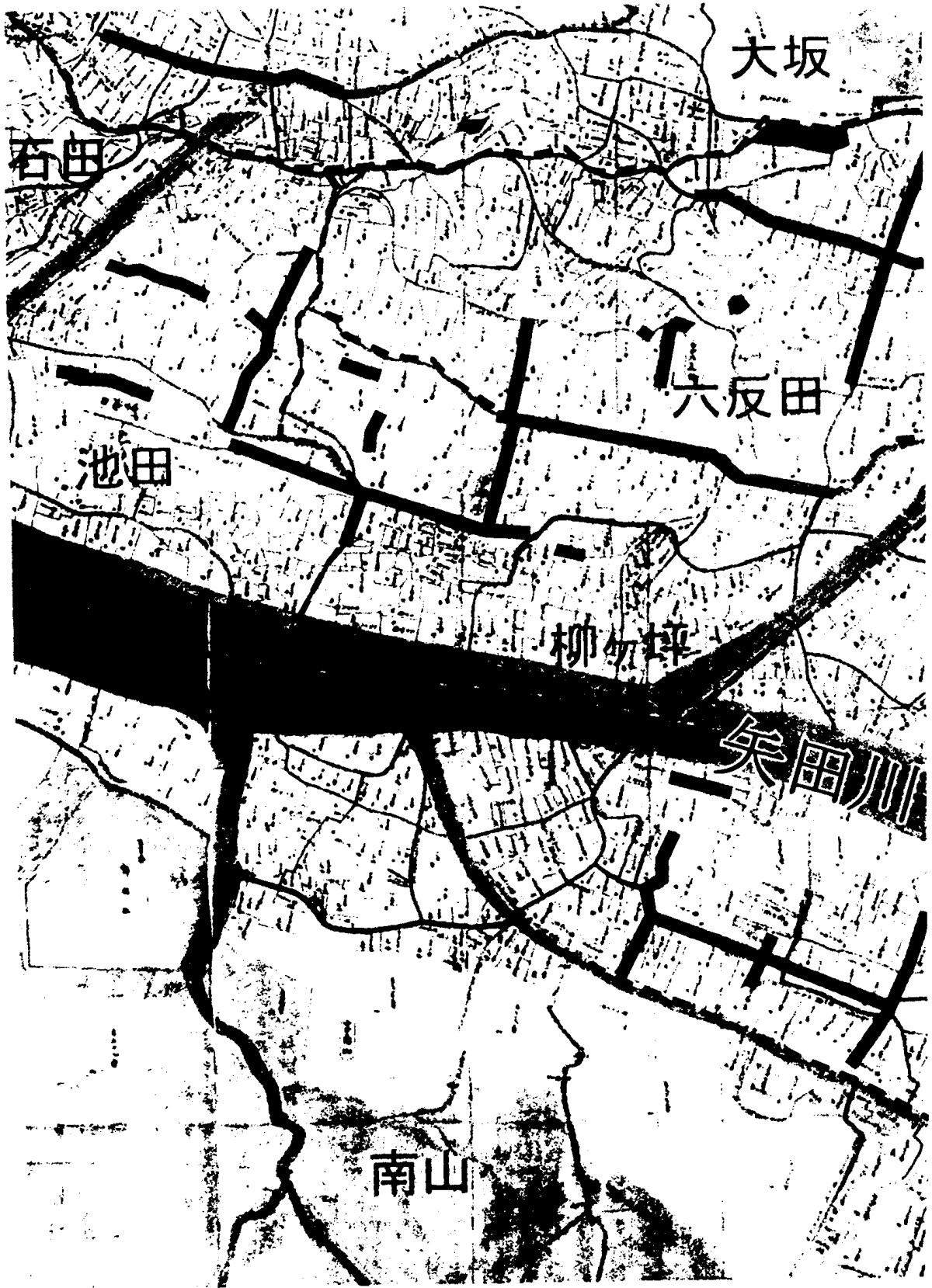
第6図 山口菱野地区の米軍航空写真（西部）





第7図 山口菱野地区の地籍図（東部）

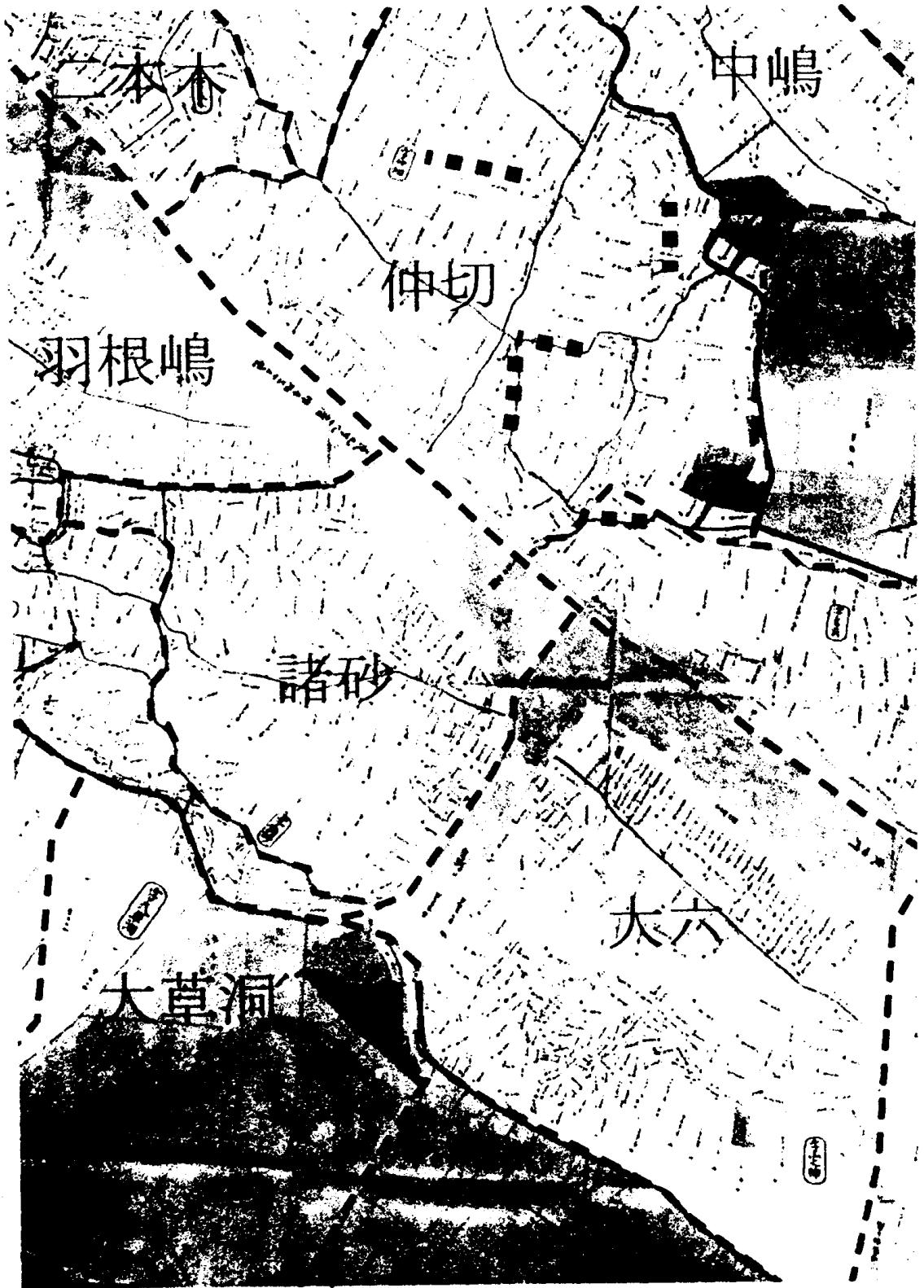
破線は字界を、ゴシックは字名（旧山口村）を示す。薄墨の太線は
 条里と思われる地割である。





第8図 山口菱野地区の地籍図（西部）

破線は字界を示す。ゴシック（旧山口村）と明朝体（旧菱野村）は字名を示す。薄墨の太線は条里と思われる地割である。同じく薄墨の破線は弥永・水野説の地割を示す。



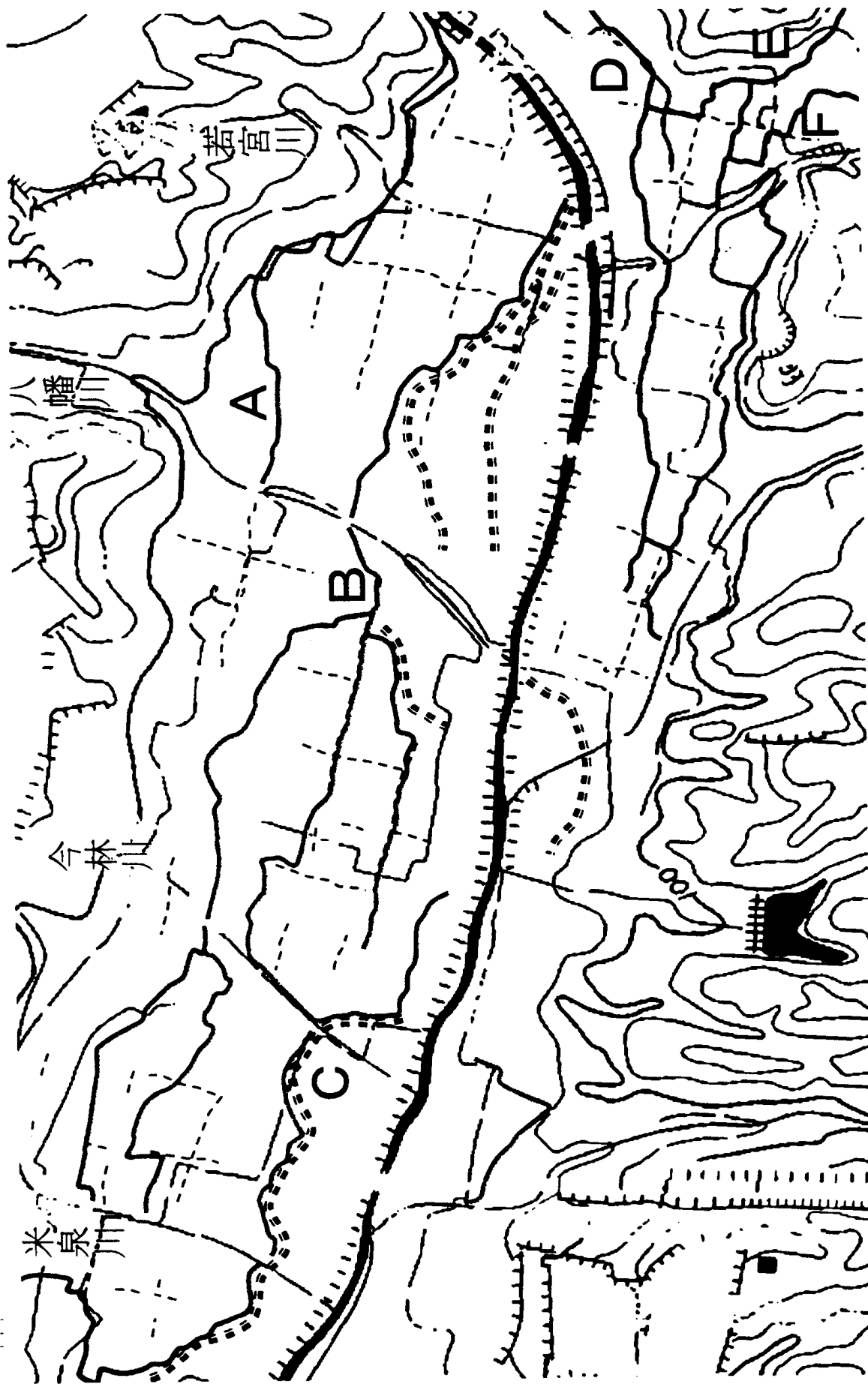
置が人為的なものである可能性が考えられよう。

続いて第8図は、ゴシックで字名を示した東部が旧山口村、明朝体が旧菱野村に当たる。このうち旧山口村の範囲に、第7図から連続するとみられる条里地割らしき区画が、若干みてとれる。しかしその区画が断片的であることは第7図の範囲と同様である。この箇所に関して、〈弥永・水野説〉(第2図)は空白のままとなっている。区画の不連続を重視したためであろう。しかし第7図によれば、「石田」と「天神」の境界の一部が条里地割らしき区画に相当するほか、旧山口村と旧菱野村の境界となる小流(米泉川)が、先の若宮川と同じく方格地割を構成する要素となっている。

この米泉川の西側、旧菱野村に入ると、方格状地割が乏しくなる。字「米泉」には東からの地割の延長ともとれる地割があるが、やはり断片的である。そして字「宮前」では地割はきわめて不規則なパターンを示している。この付近は後述するように矢田川の氾濫が及んでいたと推測されるが、〈副読本説〉(第3図)はこの「宮前」付近にも整然とした条里地割を「復元」している。しかし、筆者の判断ではその手がかりは皆無といってよいように思われる。

なお第8図のうち、字「仲切」周辺に網掛けの破線で示したのは、〈弥永・水野説〉(第2図)に含まれるもう一つの条里地割の根拠となったと思われる地割で、ほぼ一町の間隔をもつ幾つかの断片的な直線から構成される。第8図が示すように、これらの断片はまさに断片であり、想定される方格内部の地割との傾きのズレは無視できないように思う。従って小稿では、この「仲切」周辺に方格地割が存在していた可能性はきわめて低いものと考ええる。

さて、ここまでの検討結果を整理し、等高線と灌漑水路などを図上に加えたものが第9図である。ここでは航空写真をベースとし、数値地図²⁶⁾より得られた等高線・河川のラインを重ね、さらに地籍図で確認できる主要な灌漑水路をトレースし、そして第7図・第8図で示した条里地割とおぼしき方格状の地割を示している。なお等高線と河川は最近のデータであり、耕地整理と河道改修を経ているため、米軍航空写真の時点とも、明治期とも、若干の



第9図 山口菱野地区の条里地割

国土地理院(1997)『数値地図2500地図画像 豊橋』をベースとし、条里地割(破線)・主要な水路(実線)・河道の氾濫跡(二重破線)を加えた。

ズレが生じている。

全体としてみれば方格状の地割は、不連続な箇所が多いとはいえ、ほぼ同一の方位に従って東西十八町、南北六町程度の広がりを持ち、条里地割である可能性が高い。少なくとも東西にのびる地割は、今林川以東の北岸および南岸のそれぞれで、一体のものであったようにみえる。ただし南北にのびる地割については、南岸と北岸とが連続しているかどうかは曖昧であり、また北岸では八幡川・今林川を挟む箇所において一町単位の間隔が連続しているかどうかは判断しがたい。従来の〈弥永・水野説〉・〈副読本説〉・〈幡山村誌説〉はいずれも、このような微妙なズレについて言及しないまま、地割のあるべき姿を「復元」してきたといえる。その「復元」の範囲は各説によって広狭の差があるものの、本来は直線の方格地割があり、それが明治期までに歪みあるいは失われたということが、暗に大前提とされてきたことになろう。

では方格状地割の不連続の箇所については、何らかの合理的な説明が可能なのだろうか。第9図には航空写真から推測された河道の氾濫跡を二重破線で示している。これは北岸で顕著であり、氾濫跡と思しき低地には規則的な地割は全く認められない。地割が氾濫によって消滅したか、あるいは地割の施工を必要とするほど低湿地に対する開発が進まなかったものと考えられる。とりわけ北岸の最も西には連続して氾濫跡らしき低地が広がっており、〈副読本説〉が整然とした条里地割を想定していた字「宮前」もちようどこの低地に該当する。氾濫によって地割が消滅したと仮定しての想定だとは思われるが、〈副読本説〉のように氾濫跡地に地割を自動的に延長して「復元」してよいかどうかは迷うところである。筆者の判読では、この「宮前」にまで地割を延長する必要があるほどの何らかの手がかりは見つからなかった。

一方、氾濫によって地割が消滅したと仮定してみても説明がつきにくいのが、北岸の平野のなかで最も北の箇所、すなわち山麓に近い場所にみられる方格状地割の不連続である。ここに旧河道を想定するにはかなり無理があるように思われることから、別の要因なり背景から地割の形成史を推測する必要があるだろう。その最も単純な解答は、第

9 図中における灌漑水路と条里地割との関わりのなかにある。北岸における水路 A (二の井)・B (三の井)・C のうち、C は近世中期の開発と考えられ²⁾、残る水路 A・B の成立年代は知られていないが、A・B 周辺では水路の末端部を除き、条里地割が比較的よく残されていることがみてとれる。特に水路 B は八幡川を越えた地点でフォーク状に分岐し、そのうちの二つの支線がちょうど条里地割に合致して、一町間隔で並行している。一方南岸をみれば、やはり成立年代不明の水路 D (一の井) が条里地割に沿いつつ、用水を供給している。水源の規模が小さいとみられる E と F は、やはり条里地割に整合的な流路を保っており、特に F は半町刻みの方格を構成しつつ、坪の中心を流れる格好になっている。加えて、北岸において条里地割を構成する要素となっている二つの小流 (若宮川・米泉川) もまた、地割の形成のなかに組み込まれたものと考えられよう。

これらの水路と条里地割の先後関係を判断しうる材料には乏しいが、仮に条里プランが先行していたとすれば、地割に沿って用水が開削され、そしてその用水に支えられた良質の水田が多い箇所のみ条里地割が強く維持され、他は放棄されたか、もともと現実の地割を伴わないままに置かれていたということになる。というのも前章で触れたように、条里制 (とくに「律令の条里プラン」) は、その出発点において、必ずしも整然とした現実の地割を伴わないケースが考えられるからである。逆に、用水開削が先行するとすれば、それは新たに開発された農地が方格状の地割に編成されたということになり、条里地割の登場は用水開削が前提となるか、同時であると考えられる。いずれにしても、水路に結ばれた水田をめぐる何らかの權益こそが、この〈山口菱野地区〉の条里地割の形成と維持を押し進めた要因であったとみることができる。従って〈山口菱野地区〉の条里を解く鍵は、水路の開削年代と開削主体にあるといえるが、現時点では残念ながら全く見通しが得られていない。

以上より、これまでの諸説が「復元」した整然とした条里地割が現実の地割として短期間でも存在していたという見方を完全に否定するものではないが、その可能性を追求するよりも、灌漑水路と関連して現実の地割が形成・維持された可能性に言及した。そもそも、坪付けに関わる史料が一切残されていない瀬戸市域において、整然とし

た条里地割を「復元」する作業は、結局のところ実証を越えた世界に立ち入ることになる危険を負う。小稿では、机上もしくは図上における理念的な条里プランの有無については検討せず、それゆえ従来の説に対する条里の「復元」案を图示することも行わないままとし、次の地区の検討へと進みたい。

2 今村地区

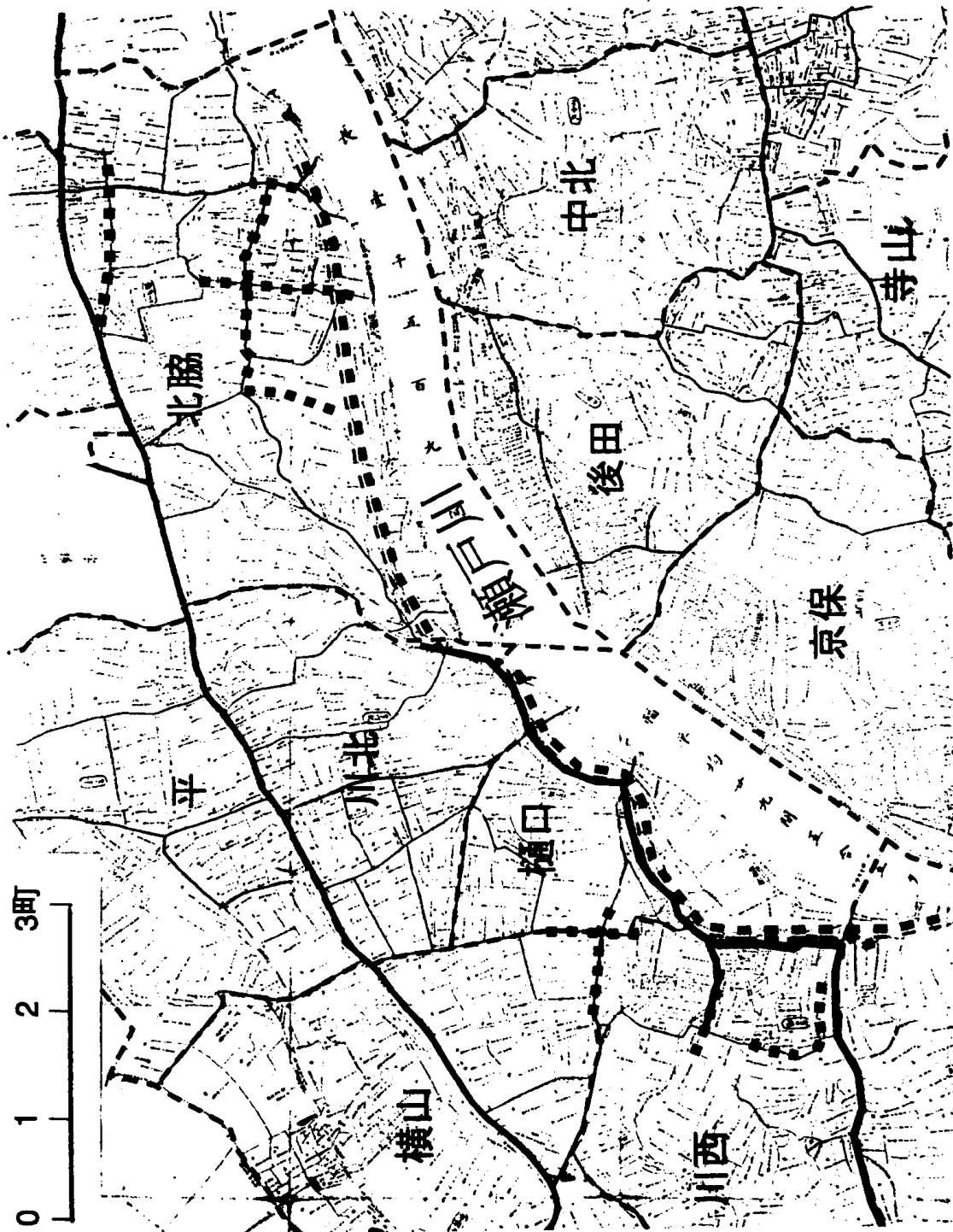
〈今村地区〉は、〈弥永・水野説〉においてのみ指摘されている瀬戸川北岸の小規模な地割である。第10図は米軍航空写真、第11図は地籍図であり、字「川西」と「北脇」の二箇所に、〈弥永・水野説〉が拾い上げたとみられる直線の地割が認められる。航空写真では「北脇」付近まで瀬戸市街がスプロール状に広がっており、地割が確認しづらいが、效範小学校の敷地のすぐ西側にあたる。現在の行政地名では、瀬戸市北脇町・田端町付近に当たる。

これら二箇所の地割は方位が近似しているが、地割が連続しているような痕跡は認められない。航空写真(第10図)が示すように、両地点の間には(字「川北」から「樋口」にかけての付近)畠地が卓越し、微高地となっていたことが窺われる。近世村絵図によればこの付近には「山神」と記された森ならびに「御見取」とされた耕地が広がっており²⁸、近世に畠地化が進んだものと推測される。従って、「川西」と「北脇」の二箇所の地割がかつて連続している、それが分断されて明治期に至った可能性は無いといってよい。そこで二つの地割を個別に見ていきたい。

まず「川西」の地割は、二町分のややゆがんだ方格を構成しているように見えるが、周囲に連続する方格は認められない。航空写真ならびに地籍図を判読した限りでは、幾つかの偶然が重なって、方格状の地割が生じたように思われる。第11図に示した二重破線は、瀬戸川の河道が及んでいた氾濫跡の低地の北限を示したもので、ここに小さな崖状の段差があったとみられる。字「川西」の東限と方格状の地割は、この崖線に一致していることになる。そしてこの崖線にそって実線で示しているのが「川西用水」と呼ばれていた水路である²⁹。川西用水は「川北」・「北脇」の境界に位置する小流より取水し、これを崖線上の「川西」付近の微高地に分配していたことになる。この



第10図 今村地区の米軍航空写真



第11図 今村地区の地籍図

破線は字界を、ゴシックは字名を示し、薄墨の破線は弥永・水野説の地割を示す。また二重破線は河道の氾濫跡を、実戦は川西用水を示す。

「川西用水」の成立年代について判断できる材料を持ち合わせていないが、「川西用水」が字「川西」において崖線に対して垂直の西方に向かって、短い支流を分岐するとともに、「川西」の南東角においてやはり垂直に屈曲している。この支流と「川西用水」本流の間隔は一二〇〜一三〇m程度あり、一町を意識した間隔とは言い難く、条里制と関連づけるのは難しいように思われる。以上より、字「川西」付近の方格状地割は、たまたま南北の方向をもつ崖線と、その崖線上の高地上に水流を分岐させた結果生じたものと考えられる。

一方、字「北脇」の地割については、条里以外の形成要因を特に指摘することはできないが、完全な方格を構成しているわけでもなく、条里地割とみるにはかなり地割が弱いと言わなければならぬだろう。しかしながら、「川西」の地割と、さらに矢田川下流部の条里地割との連続を意識した視点から見れば、意味あるものとして眼に映じたのではないかと推測される。

以上より小稿では、〈今村地区〉に指摘されていた地割は条里地割ではないと考える。

3 水野地区

〈水野地区〉は庄内川の支流・水野川が美濃三河高原の東端山間部に形成した小盆地（水野盆地）に位置している。山間に孤立した地区でありながら、瀬戸地域の条里地割とされてきたもののなかでは、方格状地割の残存状態が最も良い地区であった。しかし耕地整理を経て、さらに現在宅地化が進みつつあるために、往時の景観を想像することは難しくなっている。なお現在の行政地名では、瀬戸市穴田町・水北町・中水野町・三沢町・内田町・本郷町・十軒町に当たる。

〈水野地区〉の条里地割は、地割の検討や復原図が示されないまま、平凡社の歴史地名辞典『愛知県の地名』に指摘されている。本辞典刊行以前にどのような形で発見されたのかは、未だ十分な確認が取れていないが、〈弥永・水野説〉では全くノーマークとなっている。それゆえ、おそらく一九七〇年前後に気づかれたものと思われるが、こ

の点の事実確認は今後進めるとして、小稿では他の地区同様に地割の確認を行っておきたい。その際、残念ながら旧中水野村の地籍図が公文書館において欠落しているために、地籍図レベルでの検討を全体として行うことができなかったことが、大きな痛手である。昭和初期の『土地宝典』等の地籍図に代わりうる資料を入手することもできなかったため、ここでは専ら米軍航空写真の検討を中心とする。

第12図と第13図は旧上水野村・中水野村・下水野村付近のものである。一見して、真北より約一五度東に傾いた方位に従う方格状の地割が、東西約三キロ、南北〇・七キロメートルの水野盆地一帯に卓越していることが分かる。この航空写真を基に条里地割と思しき地割を拾い上げのが第14図である。なお地割を読みとるにあたっては、写真であるので縮尺が一定ではなく、特に地籍図を欠く中水野村域では間隔の測定を精密に行うことができなかったことをお断りしておく。

第14図が示すように、一町間隔の方格地割が数町ごとにまとまって何カ所かに存在しており、方位も一体であることから、条里地割とみなしうるものと判断される。これらの条里地割が卓越する箇所は航空写真からも認められるようにほとんどが水田で占められており、近世村絵図をみるかぎり近世後期には水野川より取水する水路を伴っていたことが確認される³⁰。ただしその例外として、東南部の集落「上水野新田」にみえるほぼ一町間隔の三列の並行する地割のみは、新田集落とともに形成された地割であるとも考えられることから、ここでの検討からは除外することにした。この箇所を除いて、条里地割はおおよそ四箇所にとまって確認できることになる。

この四箇所のみならず、全体として統一的な条里プランに従っていたかどうかは、坪を区画する地割線をそれぞれ延長しても必ずしも整合しないことから、地割の施工にあたっては、水利を共にする農地群のまとまりが意味を持っていたことが推測される。ただし上水野集落近辺では、水野川が南北の区画の基準線となったようにもみえる。その一方、条里地割が確認できないのは、水野川の流路周辺であり、二重破線で示した河道跡もしくは氾濫跡の低地においては、不規則な地割が形成されている。また、中水野集落と中水野新田集落の間に位置する破線楕円

の部分は、方格状の地割が認められながらも、一町単位の間隔を読みとることができない。この部分は、航空写真および第14図中の等高線からも窺えるように、水野川からの取水が困難な台地状の高地を形成しており、中水野新田集落に位置する溜池が主要な水源となっていたと推測される。この溜池の成立年代について判断できる材料を持ち合わせていないが、破線楕円の部分は溜池造成とともに水田化が進み、その際地割もまた造成あるいは再編された可能性が高いとみられる。

以上が航空写真から判読される結果であるが、これらの条里地割の成立年代および施工主体については、ほとんど手がかりらしい手がかりがない。前章で触れたように、十三・十四世紀にかけて熱田社領「水野上御厨」が存在したことが知られ、これが旧上水野村・中水野村・下水野村からなる「水野地区」に該当すると考えられるが、それ以前の状況は窺い知れないのである。そこで参考程度の意味しかもたないが、小地名が資料的意味をもつかどうか若干検討しておきたい。

地籍図・地籍帳に採用された明治期の字名のうち、旧上水野村に「荏坪」、中水野村に「内坪」がみえる。その他には、数詞の坪名や条・里地名は見あたらず、また固有名をもつ「○○坪」地名が方格単位で並んでいたという状況も想定できない。小稿では、この固有名をもつ「○○坪」地名を直ちに条里制と結びつけることには慎重でありたいと考えるが、「水野地区」ではこのような「○○坪」地名が中世後期に使用されていたことが確認できる。それは「水野地区」より北に三キロメートルに位置する定光寺に伝わる『祠堂帳^①』に記載された小地名である。『祠堂帳』は十六世紀の定光寺の年貢を含む雑多な収入を記載したもので、もとは複数の文書とみられる断簡が表装されたために、複雑な構成をもつ史料である。その冒頭は特に「水野地区」を含む定光寺周辺からの年貢収入を記載しており、小地名の記載が散見される。

そのうち水野上郷・中郷・下郷と呼ばれていた「水野地区」に関わる地名に、「下郷竹添下坪」・「坪本者カイジヤウ垣」・「上郷坪ハ□祢弁才祭田」・「坪ハ上郷藪田ノ池田」といった記載がみられる。ここに唯一みられる



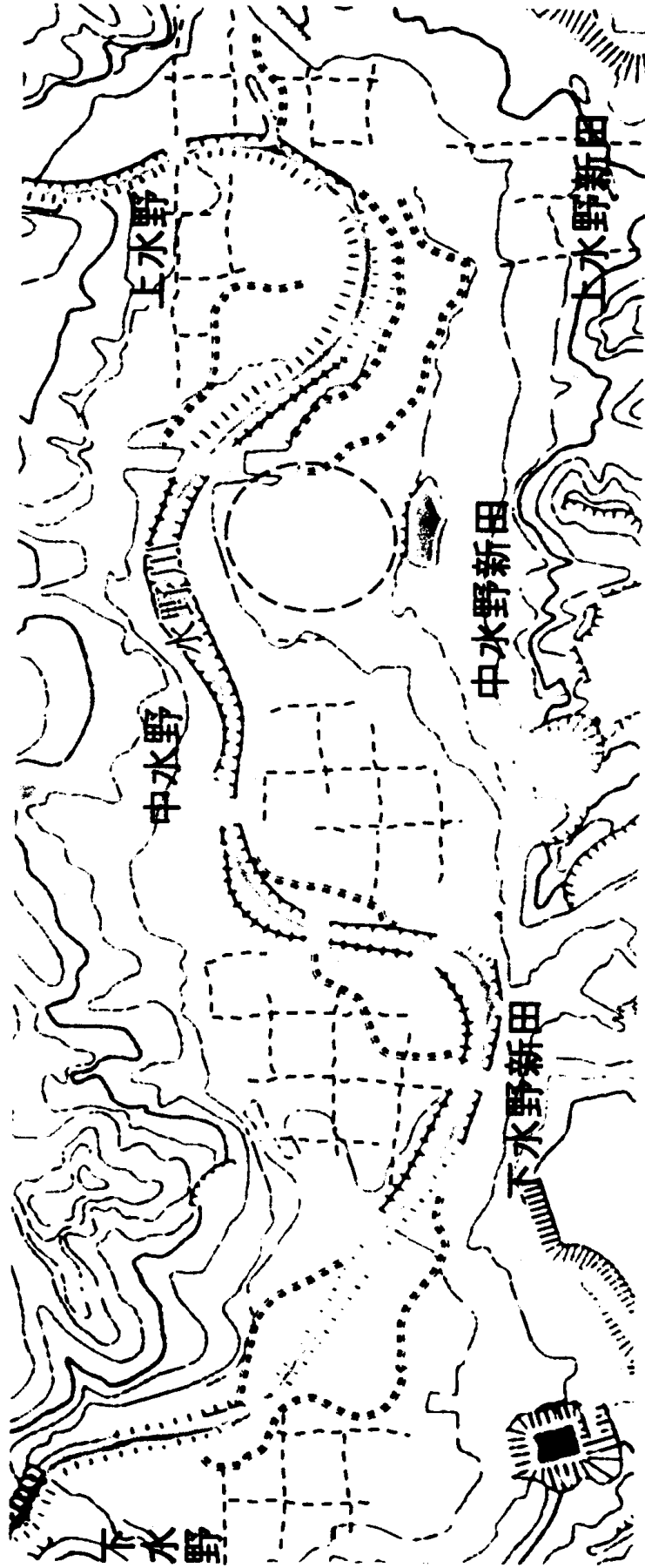
第12図 水野地区の米軍航空写真（東部）





第13図 水野地区の米軍航空写真（西部）





第14図 水野地区の条里地割

国土地理院 (1997) 『数値地図2500地図画像 豊橋』をベースとし、明治24年 (1891) 測図5万分の1「瀬戸村」に記された集落名を記した上で、条里地割 (破線)・河道の氾濫跡 (二重破線) を加えた。

「竹添下坪」は、明治期の地籍帳にも近世村絵図においても確認できないものであるが、中世後期の〈水野地区〉における「○○坪」地名の一例として位置づけることができる。もしもこのような「○○坪」地名が多数確認されるようであれば、一町四方の条里の坪の方格が空間のまとまりとして意識されていた可能性が検討されねばならない。しかしながら「祠堂帳」にはこのほかには「○○坪」地名はみえず、ただ「坪本者」あるいは「坪ハ」という位置表示が目には止まるに過ぎない。この「坪」は、「田ハ半田川、坪ハ在本文書」といった文言があることから、水野郷以外にも適用されていた単なる土地の所在を示す語彙にすぎないと思われる。

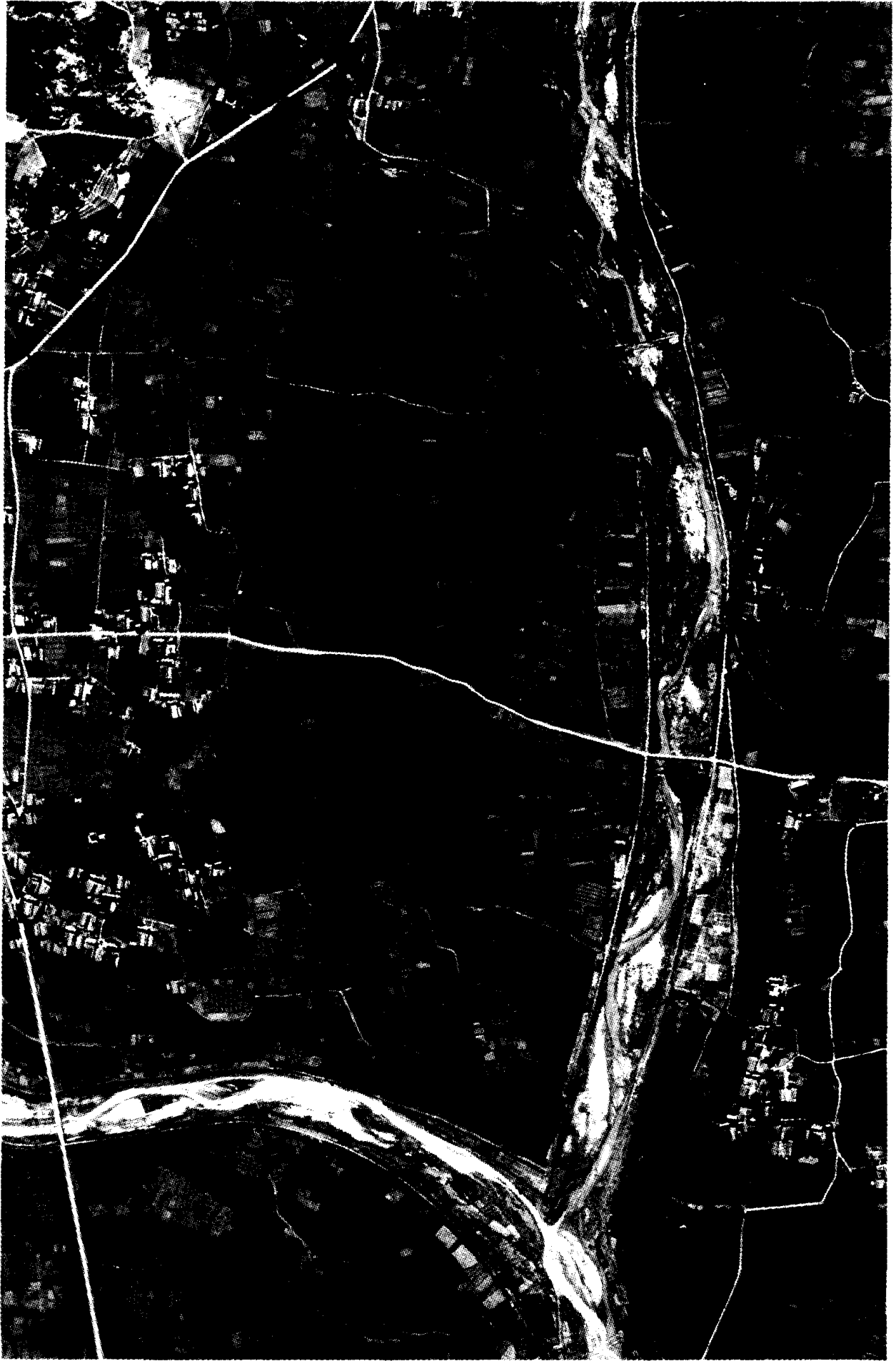
以上のように〈水野地区〉の条里の成立年代および施工主体については、何ら成案を提示することができなかつたが、欠落している旧中水野村の地籍図的な資料が入手できれば、字界や灌漑水路などを改めて検討してみたい。

4 本地地区

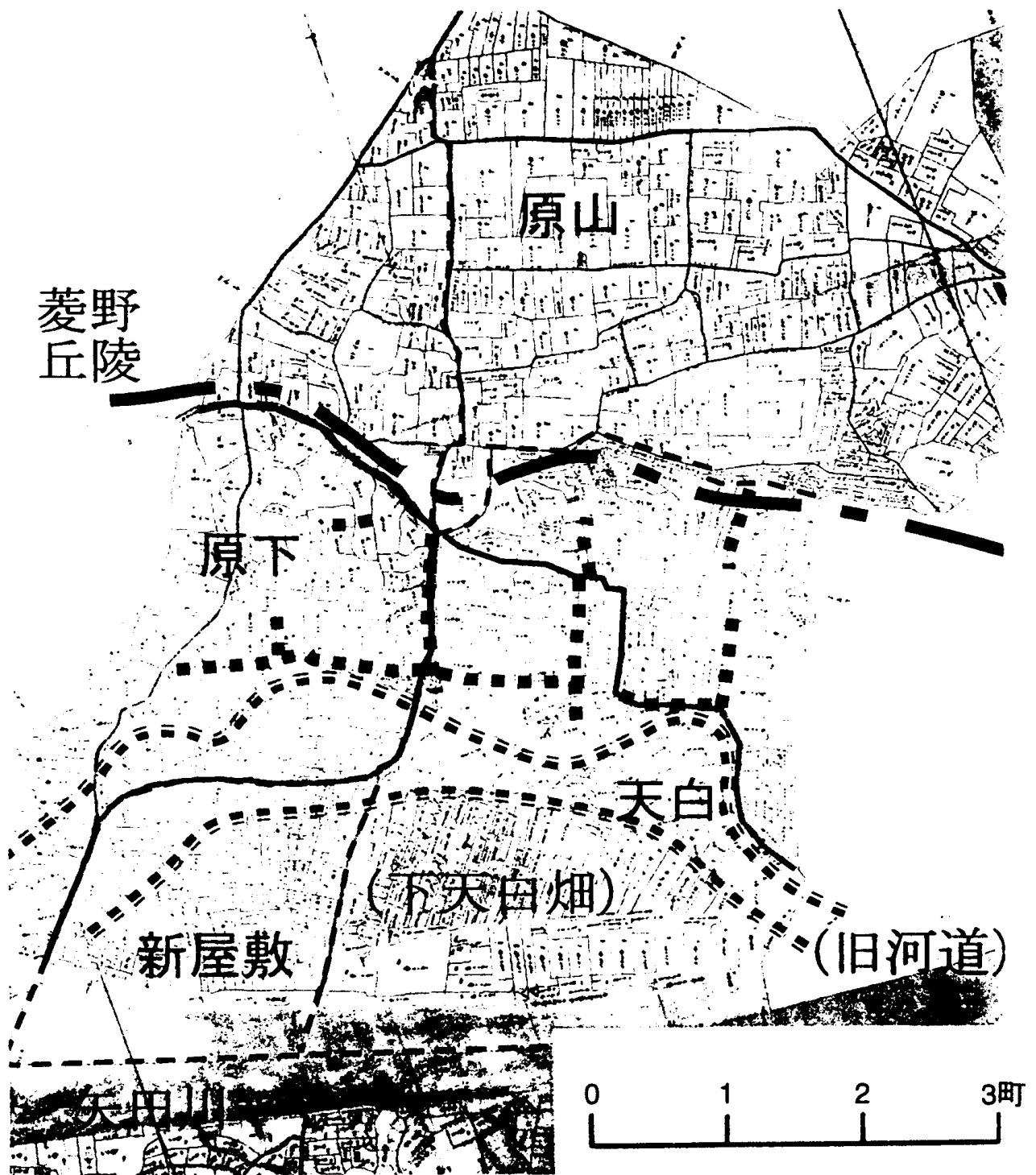
〈本地地区〉は〈副読本説〉に含まれるもので、旧本地村のうち矢田川の北岸に、三町×三町の「復元」案が提示されている（第3図参照）。この付近は現在の行政地名では、瀬戸市西原町・高根町にあたり、国道三六三号線の西原町二丁目交差点と矢田川に挟まれた一帯であるが、現地の住宅地化は著しく、かつての景観を想像するのは非常に難しくなっている。

これまでの検討と同様に、航空写真（第15図）と地籍図（第16図）を参照してみよう。地籍図の破線の位置に東西三町・南北一町程度の狭い広がりをもつ方格状の地割が認められる。またその狭い範囲内では地割の方位が比較的揃っていることが、航空写真においても確認される。この方位は、真北に対して東に七度程度傾いた方角となっている。また、東に接する旧美濃池村地内の小流（水無瀬川）より取水していたとみられる水路が、方格状地割まで導水され、その一部は方格地割を構成する要素となっている。

このようにかなり狭い範囲であるため直ちに条里地割であると断言しにくいものがあるものの、否定的な材料が



第15図 本地地区の米軍航空写真



第16図 本地地区の地籍図

破線は字界を、ゴシックは字名を示し、薄墨の破線は〈副読本説〉のうち地割が明瞭に認められた部分を示す。また二重破線は河道の氾濫跡を、実践は主要な水路を、一点鎖線は菱野丘陵の崖線を示す。

あるわけでもないために、判断に迷うところである。そこで仮に条里地割であったと仮定して、〈副読本説〉の「復元」が成り立つものか検討してみよう。〈副読本説〉の三町×三町のひろがりには、第16図に示した地割が矢田川河畔まで連続していたとみるものであるが、河畔付近まで連続する方格状の地割は認められない。この付近の微地形を航空写真ならびに地割パターンより判読すれば、第16図中に二重破線で示したように矢田川の旧河道とみられる低地が〈副読本説〉が想定した地帯を横断していると考えられる。この旧河道らしき低地と矢田川に挟まれた微高地には短冊状の地割から構成される畠地が卓越しており、近世後期の村絵図で「下天白畑」と称された島状の畠地であったことが窺える³²。この「下天白畑」にあたる土地（現在の高根町三丁目）は、時期を特定できないものの、かつて矢田川の川中島であったか、南岸であった可能性が高い。そして航空写真の時点まで残存していた方格状の地割の南限は、ちょうどこの旧河道の低湿地に当たる。そしてその北限は、菱野丘陵と呼ばれる河岸段丘の南崖（図中の一点鎖線）に該当している³³。なお、この菱野丘陵上の高燥の台地にも方格状の地割があり、その一部には一町間隔の平行線が認められるが、ここには航空写真にも表れているように畑地が広がっており、菱野丘陵上一帯の畑地にみられた短冊状の地割が作り上げた方格地割である。

さて、以上の判読によれば、仮に〈副読本説〉が示す三町×三町の条里地割が展開していたとすれば、矢田川の氾濫もしくは河道の再三の変遷によってその大部分の地割が消滅したと考えた場合にのみ、〈副読本説〉は矛盾無く成立することになるだろう。しかし微地形の判読からは、航空写真の時点まで現存していた方格地割が、段丘と旧河道に挟まれた農地開発の適地にちょうど形成されたもので、水路によって導水されることによって条件のよい水田となっていたことが見て取れる。つまり水路の開削を含めて微地形にうまく適応して開発しうる箇所に、まさに方格状の地割が水路をその要素とする形で形成され、その結果生まれた良質の水田をめぐる権益が、方格状地割が維持されてきた要因であったとも考えられるのである。その推測がもし当たっているとすれば、第16図に示した方格状地割が条里地割として形成された可能性が失われるわけではなく、その時期としては様々な可能性が考えられる

だろう。また方格状とはいいながら、一町四方を構成する正方形の地割が完全に残されていないことを重視すれば、条里とは無関係ながら方格状のプランによって開発された小規模な農地のまとまりだったと考えることも可能である。その場合もまた、開発時期を特定するのは難しい。

以上より、小稿では〈本地地区〉について最終的な結論を保留しつつも、条里地割である可能性、条里地割ではない可能性、そして〈副読本説〉とは異なる地割の形成要因の可能性を提示した。いずれにしても本地地区の方格地割は、地形条件の影響等から偶然生じたものではなく、計画的なプランに従ったものだと考えてよい。

さてここまで、これまで提示された諸説を検証する形で、四つの地区の地割を検討した。その結果、〈山口菱野地区〉・〈水野地区〉については条里地割の存在を再確認し、〈山口菱野地区〉については従来の諸説の弱点を指摘しつつ、地割の維持・形成と灌漑水路との関連に触れ、また〈水野地区〉については地割の図示を初めて行うことができた。一方、〈今村地区〉については否定的な見方に立ち、〈本地地区〉については結論を保留しつつも様々な可能性に触れた。

四 数詞坪地名の検討

本章では、従来なぜか言及されてこなかった旧瀬戸村の「一ノ坪」・上品野村の「一野坪」に着目し、その周辺の地割を検討する。この二箇所の地名が所在する場所には、これまで特に指摘がなかっただけあって、疑いなく条里地割と認定できるだけの整然としたものは全く残っていない。しかしながら第二章で触れたように、地割を伴わない条里プランが存在する可能性を考えた場合、数詞坪地名が単独であれ伝承されていることは、時には一つの方格地割よりも重要な意味をもっていることがあるだろう。そのような観点から、さらに検討を進めていきたい。

1 瀬戸地区

明治期の旧瀬戸村の字「一ノ坪」は、地籍図（第17図）に示したように、現在の名古屋鉄道瀬戸駅周辺の元町・陶本町付近に当たる。この付近の明治期の地割は米軍航空写真の時点においてすでに跡形もなく消滅していたため、ここでは地籍図のみ示す。

第18図を一見して分かるように、字「一ノ坪」は、一つの字として方格状の形態を持っていないだけでなく、その内部の地割もかなり不規則なパターンとなっており、地割をみる限りでは条里との関連は全く窺えない。にもかかわらずこの場所に「一ノ坪」地名が伝承されてきたことには何らかの理由があるはずである。そこで、地名とはしばしば移動するものだという常識に従い、周辺の地割を検討しておく。

地籍図を一覧した限りでは、旧瀬戸村の全域にわたって方格状の地割や特定の方位に従った地割は、特に卓越しているとはいえない。ただ、「一ノ坪」と現在の深川神社の間に、やや目を引く直線が見て取れる。この直線は延長していけば、深川神社の参道と交わる地点で瀬戸川に接し、さらにそれを延長すれば瀬戸川南岸にも連続しているようにみえる。次いで深川神社の参道が瀬戸川より一町強であることに着目し、この参道を基準として一町ごとの区画を求めてみた結果を、第17図に示した。

率直に言って筆者は、ここに浮かび上がってきた方格状の地割を条里だと即断しようとは考えていない。瀬戸川を越えて東西にのびる直線は、この直線の南側に対しては何か意味のあるパターンを持っているように見え、条里とは関係のない別の理由をまずは検討すべきように思われる。仮に瀬戸川の氾濫によって条里地割がかなりの部分失われたと仮定をしても、瀬戸川のすぐそばにこの直線が存在している事実はうまく説明できないだろう。図中で示した方格状地割の内部は、現深川神社の正面を除き、明治期の時点ではほとんどが宅地となっており、神社を前にして町場的な集落景観が形成されていたとみられる。これらの住居が集合した結果、偶然に方格状の地割が目立っているとも想像できよう。

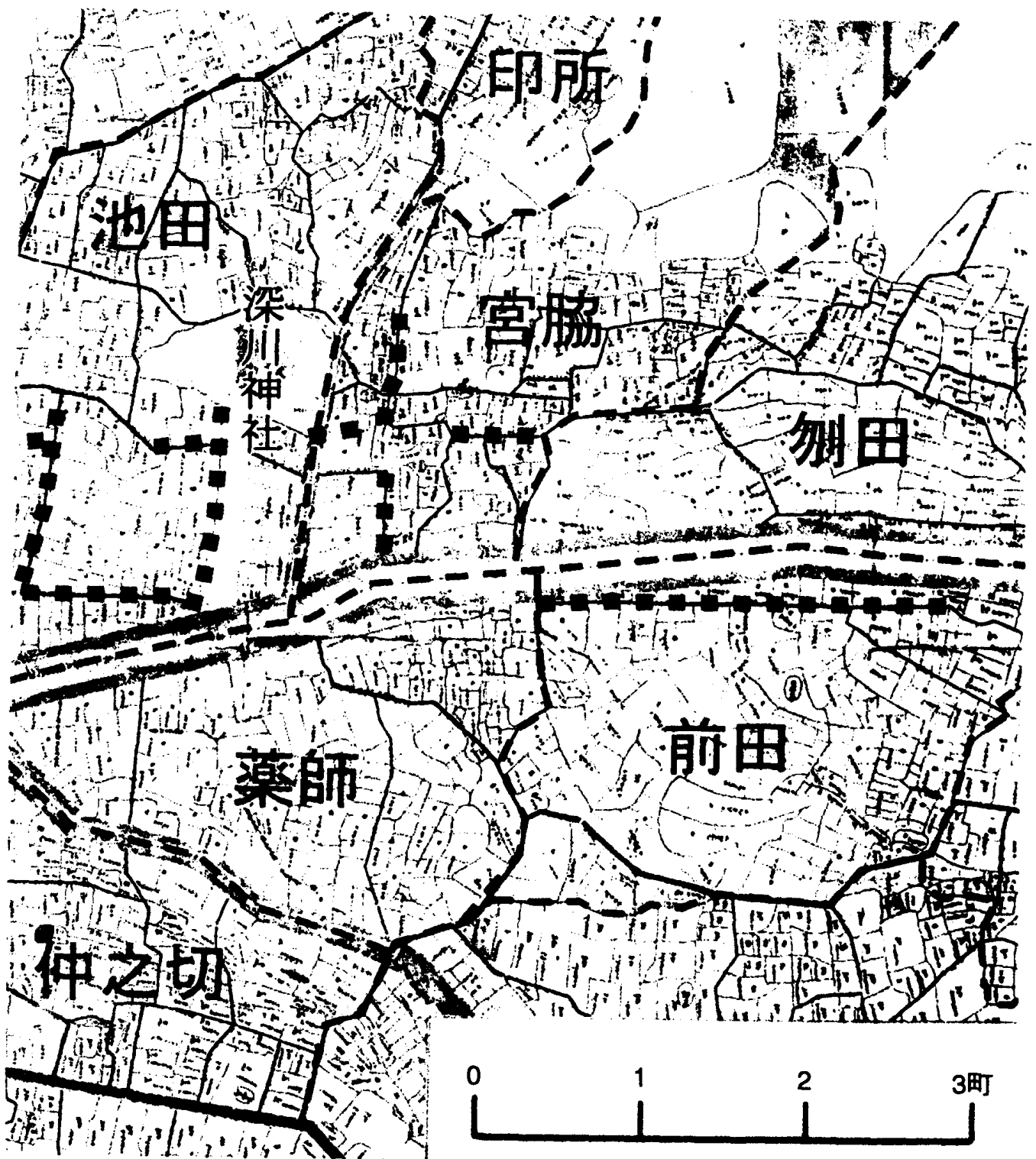
それゆえ、字「一ノ坪」は、明瞭な条里地割を伴わないまま、地名のみが土地表示システムとして意味をもたされてきた可能性も念頭に置く必要がある。しかし、二ノ坪・三ノ坪などの地名とグループを組んでいるわけではなく、孤立して存在しているので、これ以上の検討は難しい。

2 品野地区

次いで、やはり孤立して存在している旧上品野村の「一野坪」を検討する。地籍図・地籍帳では「一ノ坪」とも表記されているので、数詞の坪名とみなして良い。本地区では米軍航空写真が撮影されていないので、地籍図のみの検討となる。第18図は旧上品野村・中品野村の地籍図を合わせて示したものだ。両村の境界がきれいに一致しないため、やや間をあけて並べてある。字名がゴシックとなっているのが上品野村、明朝体が中品野村である。

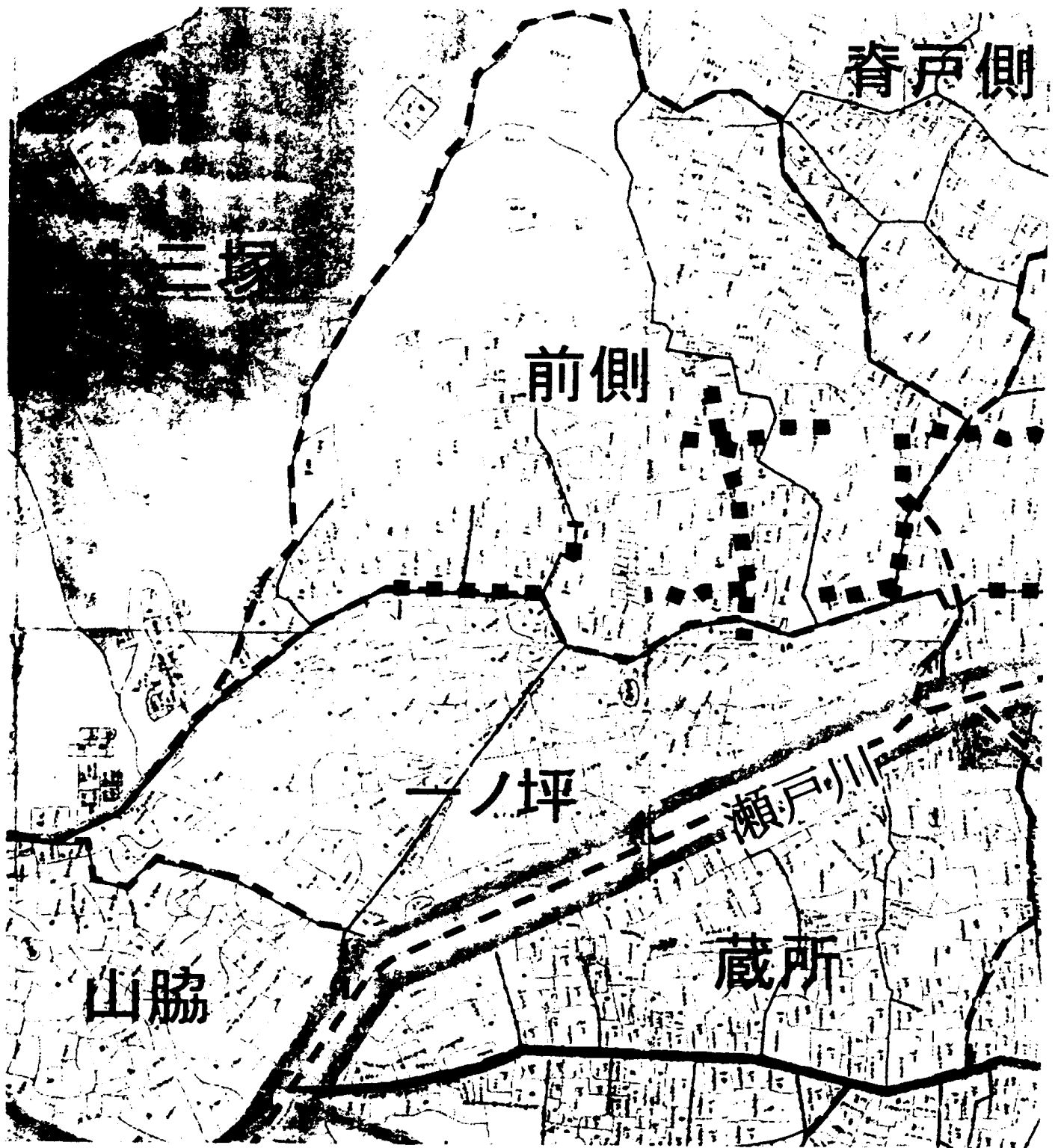
「一野坪」は水野川北岸の山麓に位置しており、紙面の都合でその全体を示していないが、小さな谷に沿って第18図の外へとさらに北に二〇〇メートルほど範囲が続いている。ここから流れる小流もまた「一ノ坪川」と呼ばれる（現在は河道改修にもとない、蟹川に統合されている）。その上流には溜池「一ノ坪雨池」や尾張藩「市ノ坪御林」（「一ノ坪御林」とも。現在品野台ゴルフ場や名古屋学院大学が位置している付近）があり、一ノ坪川の上流部が地名「一野坪」の範囲だったということになる。このように小さな谷一つを指す「一野坪」には、第18図で確認できるように、方格状の地割は全く存在していない。そこでここでも、地名が移動あるいは縮小する可能性を考えて、周辺の地割を確認したい。とくに「一ノ坪」は川の名前でもあることから、この短い小流の下流もまた「一ノ坪」と呼ばれていた可能性が出てくる。

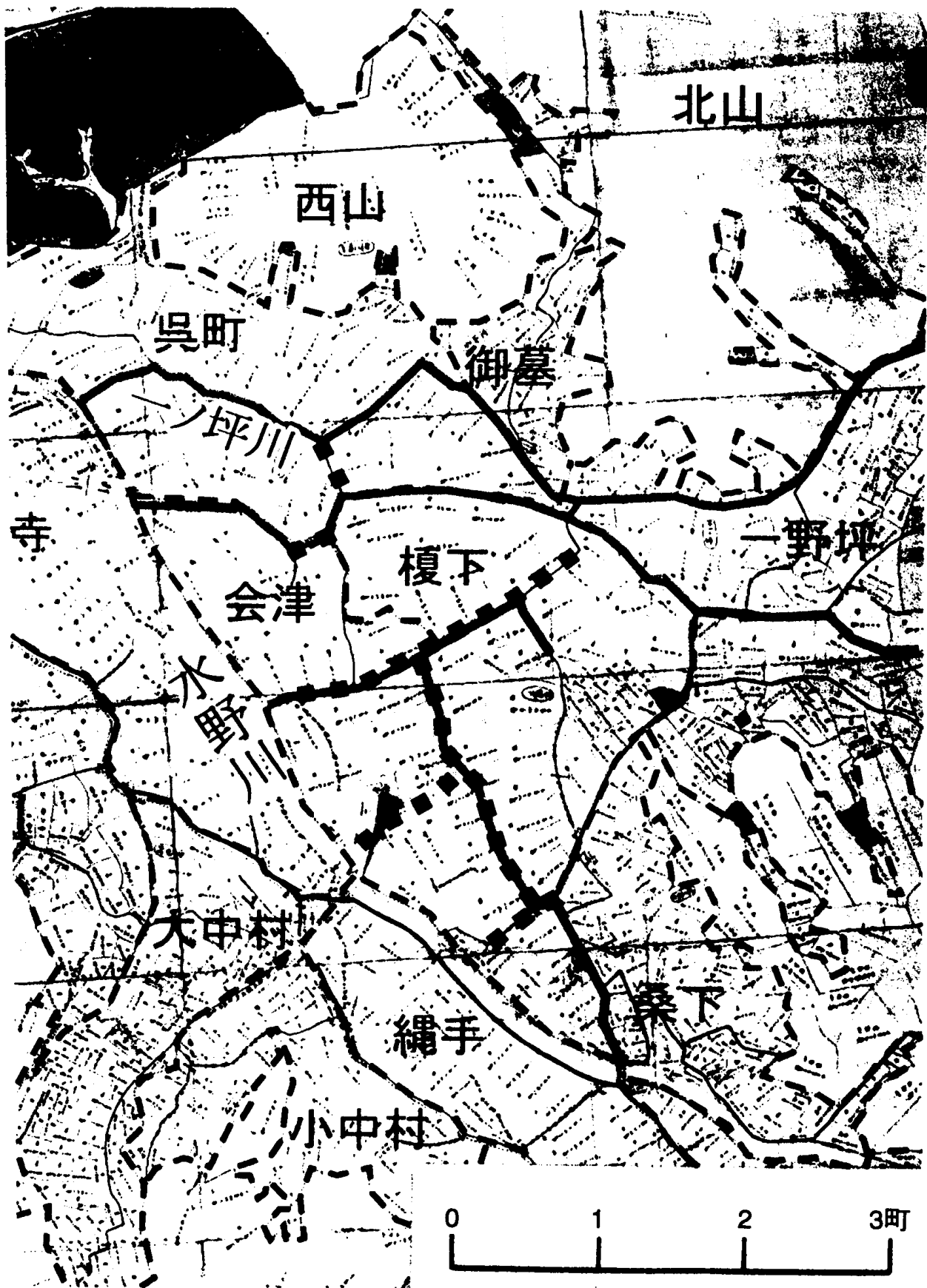
そのような眼で地割を注視すれば、一ノ坪川より字「桑下」にかけて、水野川の方向の流れに並行して、一町間隔の方格状地割の断片が認められる（第18図中破線部分）。この付近では、方格の内部の地割もまた方位が近似している。また、水野川から取水した水路が、字「桑下」と「会津」の境界より西流し、方格状地割の要素となっている。



第17図 瀬戸地区の地籍図

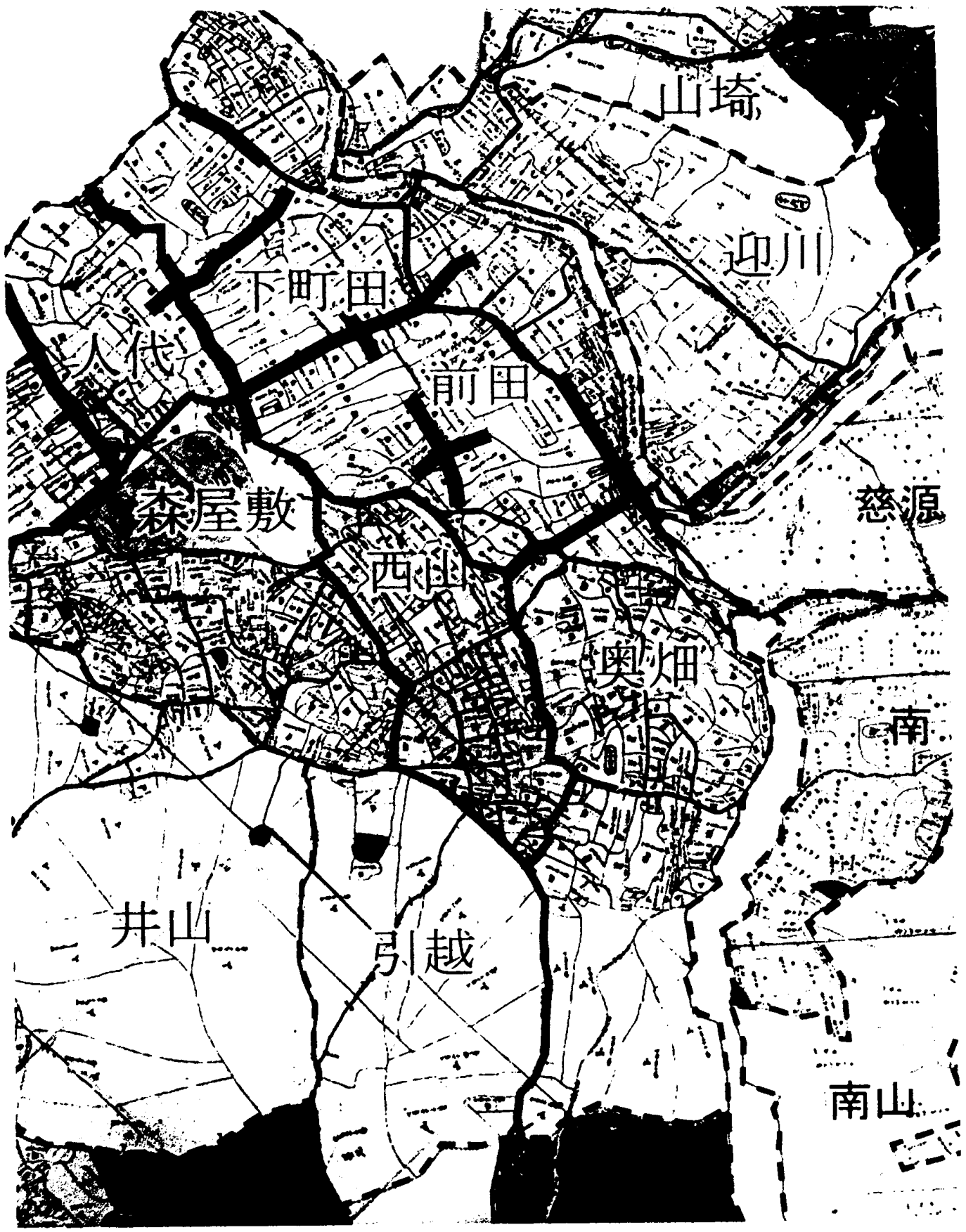
破線は字界を、ゴシックは字名を示し、薄墨の破線は方格状の地割を示す。





第18図 品野地区の地籍図（東部）

破線は字界を、ゴシック（上品野村）・明朝体（中品野村）は字名を示す。薄墨の実線は条里地割を、同じく破線は方格状の地割を示す。実線は主要な小河川と水路を示す。



ることも見て取れる。しかしながら大きく見積もつても三町程度の断片でしかないので、条里地割と即断するのは難しい。そこで検討範囲をさらに広げたところ、旧中品野村域に条里地割の可能性が高いとみられる方格状の地割が認められた(図中網掛部分)。この地割は中品野村の字「前田」・「下町田」・「人代」一帯に分布し、さらに旧下品野村にも連続しているのが確認される。第19図は、第18図と一部表示範囲が重なるもので(紙面の都合で、図の方位は異なっている)、旧中品野村から下品野村にかけてを示したものである。旧中品野村と下品野村の地籍図がきれいに接合できないため、ここでも少し間をあけて並べた。この第19図によれば、条里地割と思しき方格地割は、下品野村に入っても字「車田」・「境井」において一町分ほど確認されるが、鳥原川の東岸に至って不規則な地割のなかに消えている。一方鳥原川西岸では、字「植田」においてのみ、方格状の地割が一町四方分のみ認められるが、その周囲の地割は複雑なパターンを示している。この「植田」の方格状地割が鳥原川東岸の方格の延長にあるのかどうかは何とも言えず、即断するのは控えておきたいが、少なくとも旧中品野村に見いだされた方格状地割は条里地割だと考えて良さそうである。

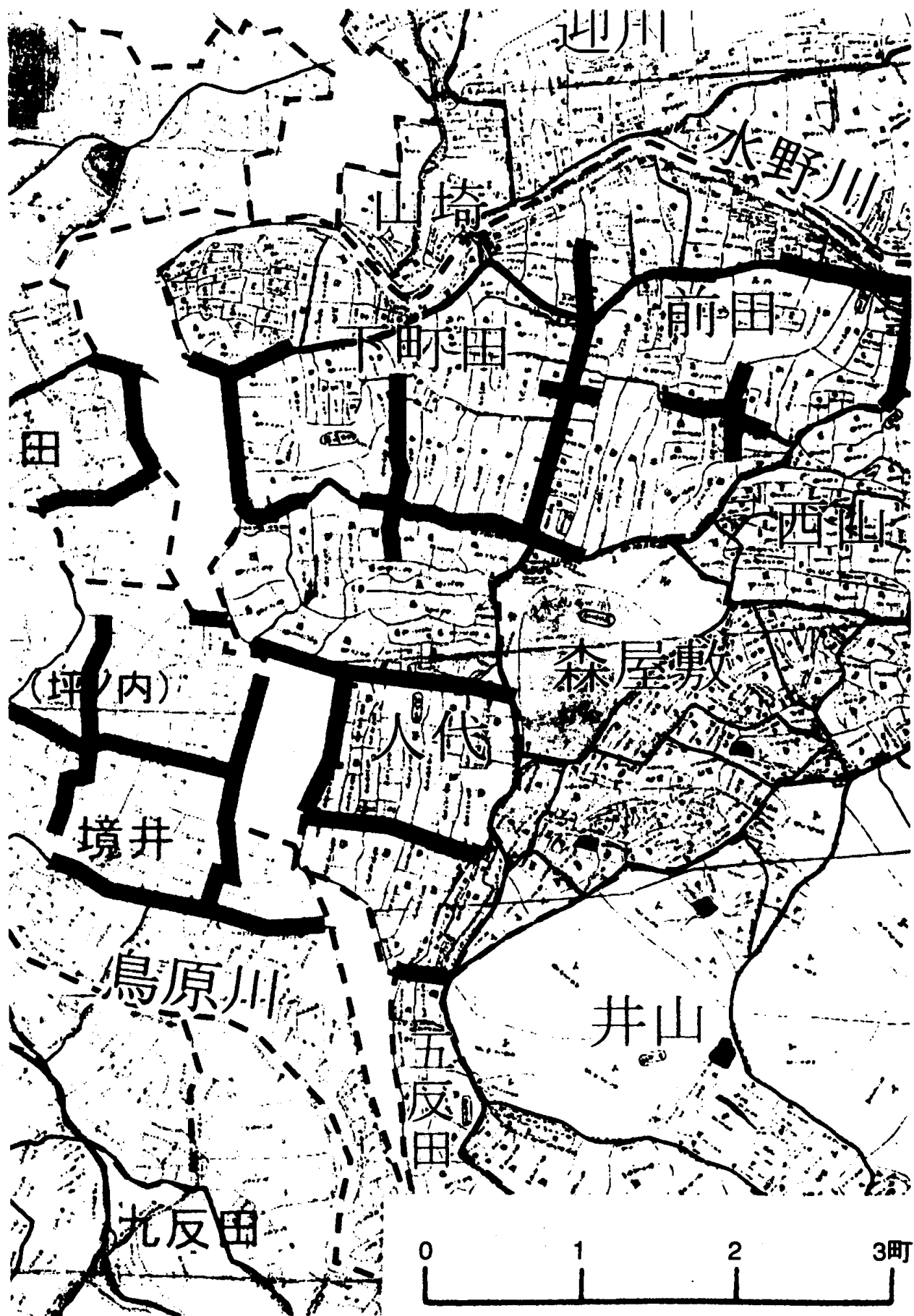
この旧上品野村・中品野村・下品野村が位置するのは、〈水野地区〉を流れる水野川のさらに上流に形成された小規模な品野盆地であり、盆地内の標高は一六〇〜二〇〇メートル程度である。旧中品野村の条里地割は、〈水野地区〉と同じく山間の小盆地に形成されたものということになるが、〈水野地区〉では水野盆地の全域に地割が散在しているのに対して、この〈品野地区〉では条里地割の残存はかなり限られており、上品野村・下品野村の方格地割もまた条里であるかどうかは迷うところである。

この〈品野地区〉には、十三・十四世紀にかけて熱田社領「科野郷」、十五世紀には長講堂領が存在したとされているが、それ以前の状況を窺うための史料に乏しい。しかし近年になってこの条里地割の近辺で集落遺跡の発掘が相次いでおり、上品野遺跡(弥生〜近世)³⁵、上品野蟹川遺跡(縄文〜近世)³⁶、落合橋南遺跡(縄文〜中世)³⁷、品野西遺跡(縄文〜近世)³⁸において、それぞれ古代から中世にかけての集落の存在が指摘あるいは示唆されている。

とくに上品野蟹川遺跡は第18図中の字「桑下」から「一野坪」付近、上品野遺跡は字「南」付近、落合橋南遺跡は第20図では字「落合前」にあたる。なかでも上品野遺跡では八〜九世紀の「律令的」祭祀具と評価された馬形木製品が出土したことから、品野盆地を中心とした地域の「中心的存在」であった可能性にまで言及されている。このような状況が、〈品野地区〉の条里地割を古代〜中世において形成・維持した主体に大きく関わっていたと想定されよう。

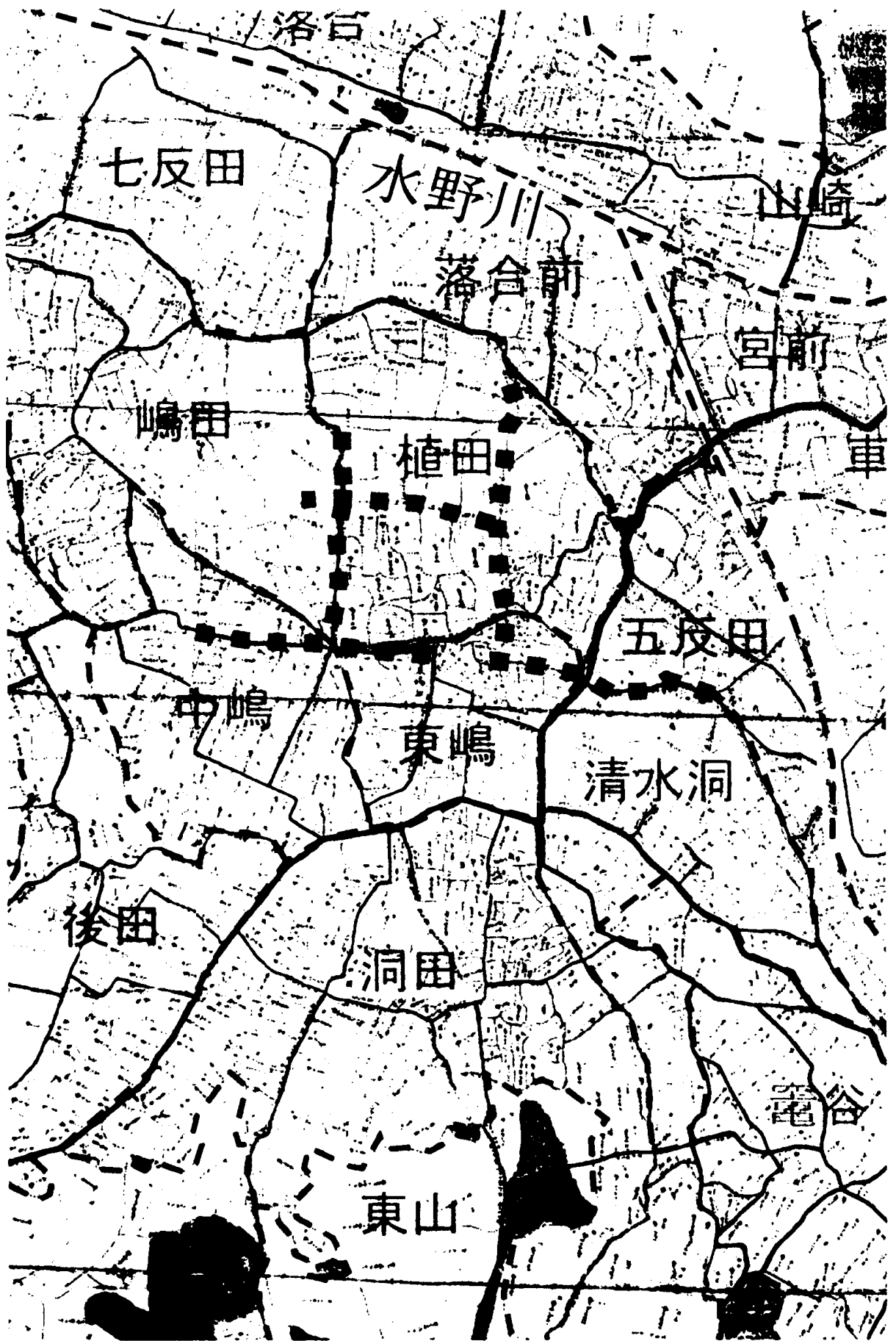
この点を念頭におけば、字「一野坪」は、字内においては方格状地割が確認できないとしても、条里の土地表示システムが地名として残った可能性が高いと考えられる。その際示唆的であるのが、伊藤寿和が指摘した条里地割をもたない「山間の条里」である³⁹。伊藤が示した大和国の事例からは、山間の谷間に作られた小規模で不整形な耕地に対して、例えば下流から上流に向けて一の坪、二の坪と順次割り振っていく便宜的な土地呼称の方法が導入されたことが窺われる。仮に、字「一野坪」においても同じように下流から上流に向けて坪付けが行われたとするならば、旧上品野村の水野川北岸においてももつとも下流の位置に一ノ坪川が流れ落ちていることは興味深い。旧上品野村と中品野村の境界となった場所がかつて基準としての意味を持ち、そこから坪付けが順次行われたようにもみえるからである。むろん、このような推測はあくまで仮定に止まるものであるが、条里地割が確認できなくとも、呼称のみの条里プランが存在していた可能性は否定できないといえる。

残念ながら、「一野坪」の他には条里に関わる字名が残されていないため、これ以上の議論は難しい。ただ、第19図中の字「境井」付近に、「坪の内」なる地名が存在していたことが、近世後期の村絵図からは窺える⁴⁰。「坪の内」付近には条里地割が確認されることから、条里の坪を前提とした地名であった可能性もあるいは考えられよう。しかしながら〈品野地区〉では土地区画整理事業がすでに行われているため、地割を現在の景観から窺うことはかなり困難となっている。加えて、第18図・第19図に用いた旧上品野村・中品野村・下品野村の地籍図が互いにうまく接合できないことから考えて、地籍図の精度は平野部においても場合によっては粗かったことになる。土地区画整理事業以前の精密な測量図がもしも入手できれば、遺跡との関連を含めて改めて検討を行いたいものである。



第19図 品野地区の地籍図（西部）

破線は字界を、明朝体（上品野村）・ゴシック（下品野村）は字名を示す。薄墨の実線は条里地割を、同じく破線は方格状の地割を示す。



五 おわりに

まず三章と四章の結果を整理しておこう。瀬戸市域において、耕地整理もしくは土地区画事業以前まで条里地割が存在していたのは、〈山口菱野地区〉・〈水野地区〉および従来指摘がなかった〈品野地区〉の計三ヶ所であり、〈本地地区〉については判断が分かれるところである。そして〈今村地区〉については、小稿では条里地割ではなかったと判断した。

ただし小稿では、従来の「復元」案のような整然とした条里プランを图示することはせず、もっぱら実際の地割を图示することに努めた。それは、大縮尺図による検討が当たり前となった条里研究の水準に従うためであるが、実証の領域を越えた「復元」案を提示することによって「図上の理念的な条里プラン」と「現実の条里地割の変遷」との区別が曖昧になってしまふことを恐れたためでもある。とりわけ〈山口菱野地区〉における従来の「復元」案諸説は、「復元」と名のつく以上、一般市民の読者にとっては、あたかもそのような地割が一度は確かに実在していたかのような誤解を与えかねない。実際には、理念上の方格がまず意識され、次いで微地形への対応や灌漑水路の開削によって農地に強い権益が生じた結果、一町四方の坪の区画が形成・維持されていったと想定する必要がある。とくに〈水野地区〉において地割の残存が良好であった背景には、中世の〈水野地区〉において個別の水田に対する権益とその管理がかなり大きいものであったことが推測されよう。また〈山口菱野地区〉の場合は灌漑水路が地割の維持に与えた役割が大きかったとみられる。もちろん河道の氾濫や流路の移動は、いったん出来上がった地割に影響を与え続けたであろうが、氾濫原に無条件に条里地割を「復元」することには、慎重でなくてはならない。

その一方で、地割を伴わない土地表示の呼称としてのみの条里も存在していた可能性を、小稿では指摘した。〈瀬戸地区〉と〈品野地区〉に残る「一の坪」である。両地区ともに、周辺に方格状の地割を断片的に指摘することは

でき、〈品野地区〉の場合は地名からはやや離れた場所に条里地割を認めることができたが、地名の残る位置そのものには何ら方格の痕跡を窺うことはできなかつた。このような状況に対して、地割が失われたものとしてのみ理解するのでなく、地名のみが用いられて方格地割の形成に至らなかつた可能性もあることを小稿では指摘した。

しかしながら小稿では、それぞれの地割や地名の成立年代や施工主体について、ほとんど何も述べることができなかつた。これは、瀬戸市域の条里地割が従来「律令時代」もしくは奈良時代のものとして述べられていたことに比べれば、後退であるかもしれない。とはいえ、中世における条里プランのあり方を考慮に入れるならば、時代の特定はいつそう困難になつたと言わざるをえない。その答を出す鍵となるとみられるのが、灌漑用水との関わりおよび集落遺跡との関わりである。また愛知県下の知多半島小倉川河谷・阿久比河谷、内海付近の小河谷などで知られている小規模の孤立した条里^④、そのほかの山間の小規模条里との比較が必要であろう。これら点については、機会を得てもう少し検討を進めていきたい。

その際筆者にとって残念であるのは、筆者の生まれる以前にすでに瀬戸市域の条里地割のほとんどが景観から姿を消しているということである。同様に、現在の瀬戸市民が歴史的遺産として条里を振り返る機会はほとんどないといつてよい。ただ、耕地整理の行われた〈山口菱野地区〉・〈水野地区〉では、ちょうどよい基準線になると考えられたのであろうか、条里地割の方位がそのまま踏襲されている。耕地整理の単位は一〇〇mであるため、条里地割とは相容れないものの、方位という要素のみは、消えずに受け継がれているといえる。

〔謝辞〕 小稿の作成にあたって、瀬戸市史編纂事務局（瀬戸市歴史民俗資料館内）からは多数の文献および航空写真、地図類の提供を受けたばかりでなく、調査を通じて様々の配慮を頂くとともに、多くのご教示を受けました。また愛知県立大学からは平成十二年度学長特別研究費（瀬戸・長久手地域の文化史的研究）を交付されました。深く御礼申し上げます。

- (1) 瀬戸市ではこれまで次の市史が編纂されてきた。瀬戸市史編纂委員会「瀬戸市史 陶磁史篇」全六巻、瀬戸市、一九六七―一九九八年。同「瀬戸市史 資料編一 村絵図」同、一九八五年。同「瀬戸市史 資料編二 自然」同、一九八六年。また通史編に先だつて、瀬戸市史編さん委員会編「近世の瀬戸―ここで作り、ここで暮らした―」瀬戸市、一九九六年、が刊行されている。
- (2) 上村喜久子「長母寺旧蔵中世文書 付尾張国山田郡覚書」名古屋博物館研究紀要四、一九八一年、二四―三三頁。
- (3) 水野時二「尾張の歴史地理 上編」名古屋鉄道株式会社、一九五九年。瀬戸市域の条里の復原案は、第25図(別紙)・第26図(八二―八五頁)に示されている。
- (4) 水野時二「条里制の歴史地理学的研究―尾張・美濃・越前を中心として―」大明堂、一九七一年。
- (5) 後に弥永貞二が、条里に関して「自ら調べた結果のうち、自信のある部分を同氏〔注 水野時二氏〕に提供して利用していただいたところもある」と述べている「未発表の成果」が、ちょうどこの部分に当たるとみられる。弥永貞三・谷岡武雄編「伊勢湾岸の古代条里制」東京堂、一九七九年、六頁。なお地元の山口では、具体的な時期は曖昧ながら、耕地整理が行われる以前に、弥永が属していた名古屋大学から「山口菱野地区」に条里調査班が訪れていたことが記憶されている。
- (6) 前掲(4)、六一四―六一七頁。
- (7) 前掲(3)、八九頁。
- (8) 平凡社編「日本歴史地名体系二三 愛知県の地名」平凡社、一九八一年、二六二頁。
- (9) 「水野のあゆみ」一九七二年(一九九一年復刻、水野まつり実行委員会)。瀬戸市市制五〇周年記念誌編集委員会「瀬戸」瀬戸市、一九七九年。
- (10) 例えば、山口土地改良区編「山口土地改良区」山口土地改良区、一九七九、三―五頁、には大坪・柳ヶ坪の地名を条里制の「遺跡」として位置づける記述がある。ただし本書にはその復原図は示されておらず、また条里地割に関する説明には大きな誤解がある。
- (11) 「角川日本地名大辞典」編纂委員会編「角川日本地名大辞典」三三 愛知県 角川書店、一九九一年、一六九二頁。
- (12) 瀬戸市小中学校社会科研究会編「瀬戸」(二〇訂版)二〇〇一年、瀬戸市教育委員会、六一頁。なお本書の八訂版までは、「復元図」に水野時二氏原図との註記がある。
- (13) 幡山村誌編纂委員会編「幡山村誌」幡山地区連合自治会、一九九二年、六二頁。幡山村は矢田川流域の三つの近世村(山口・菱野・本地)を継承し、一九五五年に瀬戸市と合併した村であるが、この地区の自治会によってかつての幡山村域の「村誌」が編纂されたものである。

- (14) 伊藤寿和「条里制」(有蘭正二郎ほか編『歴史地理調査ハンドブック』古今書院、二〇〇一年)一一四頁。
- (15) 愛知県教育会「明治十五年愛知県郡町村字名調」一九三二年。日本地名学研究所による復刻『愛知県地名収覧』によって利用できる。また前掲(5)『伊勢湾岸の古代条里制』には付録資料「条里制関係地名一覽(数詞名)一覽」がリストアップされている。
- (16) 前掲(4)。
- (17) 愛知県開拓史研究会編『愛知県開拓史 通史編』愛知県、一九八〇年、二八―六一頁。
- (18) 新修名古屋市史編集委員会『新修名古屋市史第二卷』名古屋市、一九九八年、九―一八頁(福岡猛志執筆)、が水野説と金田説をバランスよく比較している。
- (19) 金田章裕『古代日本の景観』吉川弘文館、一九九三年、二五〇―三〇八頁。
- (20) 前掲(19)、三〇四頁。
- (21) 水野章二『日本中世の村落と荘園制』校倉書房、二〇〇〇年、三二六―三七〇頁。
- (22) 伊藤寿和「大和国における古代の農地開発と条里制に関する基礎的研究」日本女子大学紀要(文学部)四三、一九九三年、七九―九八頁。同「古代・中世の畠作と畠制度に関する基礎的研究―条里制との関連において―」条里制研究二二、一九九六年、一―一五頁。
- (23) 前掲(14)、一一八頁。
- (24) 愛知県公文書館が作成した原寸大写真は、厳密には原図よりも大小があるとみられ、原図の縮尺(二二〇〇分の一)とは微妙に縮尺が異なっている。それゆえ明治期より移動のない地物を目印として縮尺を算出し、検討の材料とした。また地籍図には作製年が明記されていないが、同時に作成された各村の『地籍帳』が明治十七年の年記をもっている。『地籍帳』は、地籍図上の字と字界(しばしば抜け落ちている)を確認するため、必要に応じて閲覧した。
- (25) 帝国市町村地図刊行会編『愛知県愛知郡幡山村土地宝典』帝国市町村地図刊行会、一九三八年。
- (26) 『数値地図 一五〇〇〇 地図画像 豊橋』国土地理院、一九九七年。
- (27) 近世山口村絵図に「菱野用入」あるいは「菱野村井道」と記載されている用水にあたる。元文二年(二七三七)に「天神下」の土地が用水開削のため菱野村に売却されており、字「天神」はちょうど水路Cの位置にあたる。前掲(1)『瀬戸市史資料編一 村絵図』六七―六七頁、および『近世の瀬戸』一二六頁を参照。
- (28) 前掲(1)『瀬戸市史資料編一 村絵図』二六―二九頁。

- (29) 前掲(28)。
- (30) 前掲(1)「瀬戸市史資料編一 村絵図」三八―六一頁。
- (31) 太田正弘編「定光寺誌」栄泰印諸館、一九八五年、一五五―一七二頁。
- (32) 前掲(1)「瀬戸市史資料編一 村絵図」七四―七五・七八―七九頁。
- (33) 前掲(1)「瀬戸市史資料編二 自然編」一三および三四頁。
- (34) 前掲(1)「瀬戸市史資料編一 村絵図」九六―一〇三頁。
- (35) 瀬戸市教育委員会「愛知県瀬戸市上品野遺跡」瀬戸市教育委員会、一九九〇年。
- (36) 「上品野蟹川遺跡二」財団法人瀬戸市埋蔵文化財センター調査報告二六、一九九八年。「上品野蟹川遺跡二」同二二、一九九九年。
- (37) 「落合橋南遺跡二」財団法人瀬戸市埋蔵文化財センター調査報告二四、一九九七年。「落合橋南遺跡二」同二七、一九九八年。
- (38) 「品野西遺跡」財団法人瀬戸市埋蔵文化財センター調査報告二三、一九九七年。
- (39) 前掲(22)。
- (40) 前掲(1)「瀬戸市史資料編一 村絵図」八二―八七頁。
- (41) 前掲(17)、三八頁。